

第3次大洲市子供読書活動推進計画

子供とともに
本をひらこう
未来のページ



令和5年5月

大 洲 市
大洲市教育委員会

目 次

第1章	計画策定の趣旨	
1	第3次計画の策定にあたって	1
2	国及び県の動向	1
3	計画の位置付け	1
4	計画の概要と期間	1
5	数値目標	2
6	計画の基本方針	3
	キャッチフレーズ・体系図	5
第2章	施策の方向性	
1	家庭における子供の読書活動の推進	6
	(1) 子供と本の出合い	7
	(2) 子供への働き掛け	8
	(3) 保護者の取組	9
	(4) うちどくの推進	10
2	学校等における子供の読書活動の推進	11
	(1) 保育所・こども園・幼稚園における取組	11
	ア 図書コーナーの整備及び職員等の研修の充実	11
	イ ボランティア等との連携・協力による読書活動の推進	13
	(2) 小学校・中学校における取組	15
	ア 読書指導の充実	15
	イ 読書活動の充実	16
	ウ 学校図書館の環境整備	18
3	地域における子供の読書活動の推進	19
	(1) 市立図書館における取組	19
	ア 年齢に応じた子供の読書活動の推進	20
	イ 人的充実	24
	ウ 蔵書の充実と各コーナーの工夫	25
	エ 市立図書館の情報化	28
	オ 関係機関等との連携	29
	(2) 公民館等における取組	30
	(3) ボランティアの活動	31

第3章	推進体制等の充実	
1	推進体制の充実	32
2	関係機関との連携と情報発信	32
3	推進計画の啓発活動	32
4	企画	32
5	施策の実施に向けて	32

(参考資料)

	読書に関するアンケート調査結果	
・	概要	33
・	就学前・児童・生徒アンケート（抜粋）	34
・	保護者アンケート（抜粋）	39
・	教職員アンケート（抜粋）	43
	関係法令等	
・	子どもの読書活動の推進に関する法律	46
・	文字・活字文化振興法	48
・	図書館法	50
・	学校図書館法（抄） 第1～8条	54
・	学校教育法（抄） 第21条	56
・	大洲市子ども読書活動推進委員会設置要綱	57

第1章 計画策定の趣旨

1 第3次計画の策定にあたって

本市では、平成25年4月に「大洲市子ども読書活動推進計画」（第1次計画）、平成30年5月には第2次計画を策定し、不読率や多読者割合の数値目標を掲げ、家庭・学校等・地域ごとに現状を把握し、課題を明確にしながら、その改善に向けての施策に取り組んできました。しかしながら、不読率については大洲市の定める数値目標には達せず、まだまだ改善が必要であることが明らかになりました。また、年齢が上がるにつれて不読率の割合が増えるなど読書離れの傾向が顕著になっており、今後も発達段階に応じた子供の読書活動の推進を進め、読書習慣を確立する施策の必要性があります。

そこで、これまでの基本的な考えを継承するとともに、大洲市の全ての子供が自ら読書を楽しむことができるよう、第2次計画期間中の成果と課題を踏まえ、「第3次大洲市子供読書活動推進計画」（以下「本計画」）を策定します。

2 国及び県の動向

平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が制定され、子供の読書活動の推進に関する基本理念と行動内容、国及び地方公共団体等の責務等が位置付けられることとなりました。国においては、平成14年8月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が策定され、その後の社会情勢の変化に伴い、平成20年3月に第2次計画、平成25年5月に第3次計画、平成30年4月に第4次計画が策定されています。

愛媛県においては、平成16年3月に「愛媛県子ども読書活動推進計画」が策定され、その後、平成21年3月に第2次計画、平成26年3月に第3次計画、平成31年3月に第4次計画が策定されています。

3 計画の位置付け

本計画は、「子ども読書活動の推進に関する法律」第4条及び第9条第2項に基づき、国の基本計画及び愛媛県の推進計画を基本としつつ、大洲市における子供の読書活動の推進に関する取組の方向性や施策について述べたもので、「第2次大洲市総合計画」をはじめ、「大洲市教育大綱」などとの整合を図ります。

4 計画の概要と期間

本計画では、前計画までの取組を振り返り、第2章で家庭・学校等・地域に分け、現状を踏まえて「成果と課題」とその具体的な「施策」を示し、第3章で推進体制等の充実についての施策を明らかにします。また、計画

期間は令和5年5月から令和10年3月までの5年間とします。

5 数値目標

令和4年度に社団法人全国学校図書館協議会と毎日新聞社が共同で実施した「第67回学校読書調査」(小学4年生以上を対象とした全国的抽出調査)によると、1か月に読む本の平均冊数は、小学生で13.2冊、中学生で4.7冊となっています。また、不読者(1か月に1冊も本を読まない)の割合は、小学生で6.4%、中学生で18.6%となっております。【資料1】同年度に大洲市が市内の就学前児童(5歳児)及び小・中学校全学年の児童生徒を対象に実施した「不読率アンケート調査」の結果、不読率は就学前児童で9.0%【資料2】、小学生で6.4%、中学生で20.7%となっています。

【資料1】

本計画では、国が示す不読率改善指標に沿って定めた前計画と同じ数値を目標値として、子供の読書活動の推進を図ります。

【資料1 小中学生の不読率】

区 分	全国調査	大洲市調査・目標値			
		R4年調査結果	H29年度調査結果	R4年度目標値	R4年度調査結果
小学生	-	3.1%	2.0%	6.4%	2.0%
中学生	18.6%	17.6%	8.0%	20.7%	8.0%
小学生 (4～6年生)	6.4%	5.4%	-	6.4%	-

【資料2 就学前児童(5歳児)の不読率】(読み聞かせを含む)

区 分	R4年調査結果	R9年目標値
就学前児童	9.0%	1.5%

【資料3 多読者の割合(※1)】

区 分	H29年度実績	R4年度目標値	R4年度実績	R9年度目標値
小学生	52%	55%	45.5%	55%
中学生	8%	10%	4.8%	10%

※1 多読者の割合…児童生徒数に対する多読者数の割合(多読者数÷全児童または生徒数)。大洲市立図書館において子供が積極的に読書活動を行う意欲を高めることを目的とし、小・中学生(中学生は平成29年度から実施)を対象に小学校の低学年150冊、中学年100冊、高学年50冊以上、中学生30冊以上本を読んだ児童生徒を「多読者」として表彰している。

6 計画の基本方針

本計画は、これまでの計画に引き続き、大洲市の全ての子供が言葉を学び感性や表現力を磨き、生涯を通じて楽しい読書生活を送れるようにすることを目指して立案したものです。

あらゆる機会と場所において読書に親しむ習慣を確立するとともに、自主的に読書活動を行うことができるよう、子供や家庭、学校等、地域社会に対する働き掛けや環境づくりの施策を推進します。

(1) 本で深める家族の触れ合い

子供たちは身近な大人とともに本を読むことで本と出会い、本を読む楽しさを体験し、本が好きになっていきます。【読み聞かせ・うちどく（※2）】こうした体験を通して、親子の絆が深まるとともに、望ましいコミュニケーションや豊かな心を育むことにもつながります。

この点をよく理解していただくよう、保護者への啓発を積極的に行い、家庭での読書習慣の確立を目指します。

(2) 学校等での学びと読書で育む豊かな人間性

子供たちは、学校等での様々な学習活動を通して、言葉を学び、読解力や想像力、思考力、表現力などを身に付けます。その力を生かしながら読書に親しみ、様々な世界と接することにより、心を豊かにしたり、さらに個性を伸ばしたりするようになります。

学校等の計画的な指導のもと、子供たちが発達段階に応じた読書習慣を形成できるよう、支援していきます。子供から進んで「本を読みたい」と思う心を育てるため、読書活動に対する指導を幼児教育と学校教育が連携して推進します。

(3) 家庭、学校等、地域の連携によって広がる読書活動の推進

子供たちがいつでも本に親しめるように、家庭・学校等・地域が連携して読書環境を整えていきます。

連携した読書活動の推進ができるよう、様々な機会を活用するなど、大人の理解を得るための取組を推進します。

(4) 電子媒体の読書環境整備についての検討

電子書籍の市場規模が拡大し、子供が電子書籍を読む割合も増加しています。SNS上の文章を読む機会も増え、紙媒体の本に捉われない読書の方法が広がりを見せています。今後は、電子書籍をはじめとした電子媒体による読書環境の整備についても検討していく必要があります。

※2 **うちどく（家読）**…2006年に㈱トーハンが提唱し始まった読書運動。本を介して家族間のコミュニケーションを深めることを目的とし、家族で一緒に本を読んで感想を語り合うことなどを勧めている。

(5) 読書にハンディキャップのある子供たちへの支援

平成 28 年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」、令和元年に「視覚障害者等の読書環境の整備推進に関する法律（読書バリアフリー法）」が施行されました。障がいの有無に関係なく誰もが自分に合ったスタイルで読書に親しむことのできる社会の実現が求められています。

本市においても法整備の趣旨を踏まえ、様々な理由によって読むことが困難な子供たちも、豊かな読書活動を体験できるような支援に取り組んでいく必要があります。

(6) 持続可能な開発目標（SDGs）の視点から

SDGs（Sustainable Development Goals）は、経済・社会・環境のバランスが取れた社会を目指すための国際目標です。国は「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」で地方自治体の各種計画等にSDGsの要素を反映させることを推奨しています。SDGsの17のゴールのうち、特に「4 質の高い教育をみんなに」及び「16 平和と公正を全ての人に」は本計画と関わりが深い分野として、達成に向けて取り組みます。



キャッチフレーズ・体系図

子供とともに
本をひらこう
未来のページ

本で深める家族のふれあい



家庭

- ・読み聞かせ
 - ・うちどくの推進
(家族で読書・話合い・語り合い)
- 毎月第3日曜日は「うちどくの日」**

学校等での学びと読書で育む豊かな人間性

小中学校・保育所・こども園・幼稚園

- ・朝読書 読書集会
- ・読書と調べ学習の充実
- ・読み聞かせ(教職員・ボランティア)
- ・蔵書の充実

効果的な「ともどく」の実践



家庭や学校等、地域の連携によって広がる読書活動の推進

地域

(図書館・公民館・放課後児童クラブ・
放課後子ども教室・児童館など)

- ・ブックスタート
- ・蔵書の充実
- ・読み聞かせ・おはなし会
(ボランティア・司書・職員)



第2章 施策の方向性

これまで第1次計画、第2次計画を策定し、子供や保護者の読書活動を推進していますが、更なる推進のためには、今まで以上に本と出会い、本を読む楽しさを広めることが必要となってきます。これまで以上に家庭・学校等・地域が連携して、子供が本に出合える機会を増やすことが求められています。

特に、それぞれの発達段階に応じて適切に読書に親しむきっかけを作ることについては、子供の豊かな人間性の構築に大きく影響するということを念頭に置いて取り組む必要があります。

この章では、子供や保護者に対する働き掛けや環境整備について、「家庭」「学校等」「地域」に分け、それぞれの現状を踏まえて「成果と課題」とその具体的な「施策」を示します。

1 家庭における子供の読書活動の推進

子供の読書習慣の形成には、家庭環境や家族の働き掛けが非常に重要です。ライフスタイルや家族の形態の変化によって、子供が家庭で本を通して家族と触れ合う機会が減少しています。社会環境の変化から保護者自身の読書をする機会が減り、身近な大人が読書を楽しむ姿を見る機会が少なくなったことが、子供の読書習慣の定着に影響していると思われます。家庭は、子供が最初に本と出会う大切な場所です。引き続き保護者と子供が共に読書に親しみ、子供が自然に読書を楽しむことができる環境づくりを啓発します。



(1) 子供と本の出会い

前計画の成果 (○) ・ 課題 (●)	<ul style="list-style-type: none"> ○ ブックスタート(※3)は、保健センター・生涯学習課・図書館・ボランティアによる協働事業として進めています。 ○ 市立図書館のほか、各児童館でも職員やボランティアによる「読み聞かせ」や「おはなし会」を定期的に行い、参加者に絵本や、おはなしの楽しさを感じてもらっています。 ○ 令和4年度アンケート調査では、「だれに本を読んでもらいたいか」という質問に対して、約5割の子供たちが「家族に読んでもらいたい」と回答しています。 ○ 公民館の家庭教育学級において、「うちどく」や家庭における読書の大切さについての啓発をしています。 ● ブックスタート活動の充実や継続のためには、関係機関の連携・協力が必要不可欠となっています。 ● ブックスタートの趣旨を理解してもらうためのチラシを作成・配布する、感染症対策を徹底した受け渡しを行うなど、コロナ禍の中でもできる方法を模索し、実施しました。10か月児育相談に欠席された家庭に対して、郵送等による配布を検討しましたが、ブックスタートの趣旨が十分に伝わらないおそれがあるため、実施には至りませんでした。そのため、令和3年度末ブックスタートパック配布率は93.9%に留まっています。今後は欠席者への配布方法の検討が必要です。 ● 家庭における読み聞かせの機会をいかに増やしていくかが課題です。 ● 学校でのPTA活動や保育所・こども園・幼稚園の保護者会等を通じて、読書や読み聞かせの重要性について理解を促す機会を設ける必要があります。
---------------------------------	--

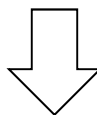


本計画における施策	<ul style="list-style-type: none"> ○ ブックスタートは、関係機関協働の事業であることを再認識し、協力体制を整え、連携を深めていきます。10か月児育相談に欠席された家庭に対してブックスタートの趣旨を伝えながら絵本を渡す方法について検討します。 ○ 保育所・こども園・幼稚園の参観日に行う保護者研修の時間を活用して、読み聞かせを実際に保護者にも聞いてもらうことで絵本のよさに気付いてもらうとともに、家庭における読書・読み聞かせ等の大切さについて啓発します。 ○ 今後、更に市立図書館・公民館・児童館などの地域の施設と学校、保育所・こども園・幼稚園が連携し、家庭での読み聞かせや読書を奨励します。 ○ 「うちどく」の取組を推進し、自分で本が読めるようになった子供たちが、親子で読書を楽しみ、その喜びを共有できるよう啓発に努めます。
-----------	--

※3 ブックスタート…1992年に英国ブックトラストの推進により、イギリスのバーミンガムで始まった運動。全ての赤ちゃんのまわりで楽しくあたたかいひとときが持たれることを願い、一人一人の赤ちゃんに絵本を開く楽しい体験と一緒に、絵本を手渡す活動。

(2) 子供への働き掛け

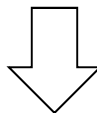
前計画の成果(○)・課題(●)	<ul style="list-style-type: none">○ 保育所やこども園、幼稚園では、本を家庭に貸出、親子読書を推進するとともに、家庭ではテレビを消して親子で本を読むことの大切さを啓発しました。○ 子供と共に絵本コーナーの入れ替えや購入図書を選定を行ったり、絵本の貸出を行ったりしました。○ 幼稚園では、毎月、保護者が子供に絵本を購入することで、子供にとって絵本が身近に感じられる取組を行うことができました。○ 子供の興味や関心に合わせた絵本や紙芝居、その他の様々な教材や手法を活用して読み聞かせを行ったり、おはなしに関連した遊びや活動を取り入れたりすることで、子供はおはなしの世界に浸る体験をすることができました。● 社会の変容、特にスマートフォンの普及に伴い、子供たちを取り巻く生活環境に変化が見られ、親子で読書を楽しむ時間の確保や習慣付けを図ることが難しい環境になっています。● 子供が本を身近に感じられるような環境づくりが必要です。● 子供が進んで本を読むことや、家族の団らんのひとときに本に対する話題を共有するなどの取組を更に啓発していく必要があります。● 子供の「絵本を見たい」という気持ちを高めるために、子供の発達の特性や興味・関心に応じたものに触れられたり、おはなしに触れたときの子供の思いに共感したりすることが必要です。
-----------------	--



本計画における施策	<ul style="list-style-type: none">○ 子供の発達の特性や興味・関心に応じたおはなしに触れられるよう、子供理解や教材研究を深めることに努めます。○ 引き続き、環境を整えたり、遊びや活動の工夫をしたりして、子供がおはなしの世界に浸れる体験を積み重ねていけるように努めます。
-----------	--

(3) 保護者の取組

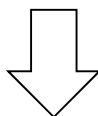
前計画の成果 (○) ・課題 (●)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保育所・こども園・幼稚園・児童館・小学校において、親子で楽しむおはなし会を開催し、保護者への読書推進の啓発を行いました。保護者自身が絵本に親しんでもらえるきっかけになりました。 ○ 読み聞かせを通しての心の育ちを伝えることで、保護者に親子読書の大切さを伝えることができました。 ○ 保護者を対象にした市立図書館職員による「うちどく実践講座」を開催し、親子で「うちどく」の体験をしたり、おはなし会に参加したりする機会を作ることで、保護者に「うちどく」の取組や「うちどく」による効果を伝えることができました。 ● 生活スタイルや考え方が多様化したり、読書スタイルがデジタル化したりして、保護者自身の読書に対する意識が変化しており、親子で本に触れる時間を確保したり、習慣化したりすることが難しい状況になっています。 ● 家庭による取組に差があるため、読書環境の差をなくす必要があります。 ● 子供にとっても保護者にとっても本が身近なものとなったり、親子で本に触れたりすることができる取組を継続的にしていく必要があります。 ● 「うちどく」の更なる推進が必要です。
-----------------------------	--



本計画における施策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「寝る前に1冊」「寝る前の10分」など親子で本を開くことを習慣にする取組を推進します。(読書の習慣付けの大切さや意義を伝える。) ○ 全ての保護者に子供とともに本を開ける意識付けを啓発します。 ○ 保育参観や保護者へのお便りなどを通して、乳幼児期における絵本との出合いの意義や、楽しく読書することが子供の健やかな成長にとって重要な有効であることを保護者に周知し、親子読書の啓発を行います。 ○ 本が身近にある環境を作り、親子で本に触れることができる取組を推進します。
-----------	--

(4) 「うちどく」の推進

前計画の成果 (○) ・課題 (●)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 毎月第3日曜日を「うちどくの日」と設定し、この日を含めた金・土・日曜日に「うちどく」に取り組んでいくことを推進してきました。 ○ “毎月第3日曜日は「うちどくの日」”という文言を各関係機関の発行物や「うちどく絵本リスト」、「うちどくコンテスト参加賞」等に記載し、周知を図ってきました。 ○ 各関係機関の協力を得て、ボランティア、市立図書館司書、保育所・こども園・幼稚園の先生、図書室の先生が推薦する「おすすめうちどく絵本リスト」を発行しました。 ○ 市立図書館と公民館の愛護班や家庭教育学級が連携して、来館方式の「うちどく講話と市立図書館見学」や、出張方式の「うちどく実践講座」などを行いました。 ● 令和4年度アンケートの結果、「うちどく」を知っている保護者は約9割ですが、「うちどく」を実践している保護者は約2割であるため、更なる推進が必要です。 ● 現在、市立図書館が主催する「うちどく」に関する事業は、完成させたうちどくノートの冊数を対象とする「うちどくチャレンジ! 最多賞」と、うちどくノートに書かれた内容を対象とする「うちどくチャレンジ! コンテスト」がありますが、学校によって取り組み方に違いがあり、応募数に差があります。 ● 学校や保育所・こども園・幼稚園からの働き掛けを継続的に行っていく必要があります。
-----------------------------	---



本計画における施策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各関係機関が市全体で取り組む事業であるという自覚を持ち、それぞれの事業に盛り込みながら進めていく必要があります。 ○ 「うちどくの日」に家庭で実際に取り組んでもらうために、市立図書館でおすすめ絵本の展示やイベントの企画などを検討します。 ○ 各家庭が「うちどく」に継続的に取り組むことができるよう、各学校等でも啓発を行いながら、事業を継続していけるよう協力・連携体制を整えていきます。 ○ 今後も「うちどく」におすすめの本の展示をしたり、ブックリストの配布をしたりしながら、家族で楽しめる本との出会いのきっかけ作りを行います。 ○ 今後も市立図書館・公民館・学校等が連携し、「うちどく」の取組を呼び掛けるための実践講座等を積極的に行います。 ○ 大人が読んででもすばらしい絵本、考えさせられる絵本は多いので、子供の年齢に関係なく、時間のない大人にとっても読みやすい絵本から「うちどく」を始めようと呼び掛けます。
-----------	--

2 学校等における子供の読書活動の推進

(1) 保育所・こども園・幼稚園における取組

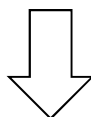
保育所やこども園・幼稚園においては、子供が絵本やおはなしなどに親しみ、興味を持って聞き、想像する楽しさを味わうことができる活動を積極的に行うことが必要です。

そこで、子供一人一人の絵本等に親しむ機会を充実させるため、ボランティアを積極的に活用した取組が行われるよう努めていきます。また、保育所やこども園・幼稚園が依頼したボランティア等から、保護者に対して読み聞かせを行ったり「うちどく」を呼び掛けたりすることによって、子供に育まれる心や力について伝える機会を設け、読書活動の啓発に努めていきます。

ア 図書コーナーの整備及び職員等の研修の充実

前計画の成果
(○)
・
課題
(●)

- 市立図書館の団体貸出や巡回文庫を利用することで、子供に様々な絵本や紙芝居、ペープサートでの読み聞かせを行うことができました。
- 絵本に親しめるよう環境を整えたり、時間や場を整えたりすることで、子供が自ら進んで絵本を見たり、お気に入りの絵本を見付けたりすることができました。
- 地域や保護者、市立図書館からのリサイクル図書を活用することで、図書の充実を図ることができました。
- 研修会への参加や関係機関の方との交流によって、新たな学びを得ることができました。
- 発達の特長や興味に応じた図書について、子供の育ちについて話し合ったり、それぞれの職員の学びを共有したりすることで、園内研修の充実を図ることができました。
- 図書の充実を図るために、幼児期にふさわしい幅広いジャンルの図書を整備する必要があります。
- 新型コロナウイルス感染症による影響で、従来していた活動が十分にできないことがありました。
- 関係機関と連携した活動の在り方を話し合い、実践する必要があります。
- 職員の勤務調整が難しく、研修会や講習会などに参加しにくい状況があります。
- 職員間で、本事業への取組や研修への参加に対する意識に差があります。



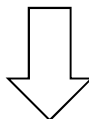
- 引き続き、市立図書館の団体貸出や巡回文庫を積極的に利用し、多様なおはなしに触れられるように努めます。
- 新たな図書を購入するとともに、家庭や地域からのリサイクル図書を活用するなどして図書全般の充実に努めます。
- 子供がおはなしに親しんだり、興味を持ったりすることができるよう、環境の整備や教材研究に努めます。
- 全職員に対して、継続的に本事業について周知し、意識の向上を図るとともに、事業の充実につながる取組や研修会等に参加できる体制づくりに努めます。
- 関係機関と連携を図り、子供も職員も学びが得られる活動に努めます。
- 子供の姿を見取り、幼児期にふさわしい環境や活動を探って実践につなげていきます。



イ ボランティア等との連携・協力による読書活動の推進

前計画の成果
(○)
・
課題
(●)

- 子供に絵本の貸出を行った結果、親子で触れ合いながら読書を楽しんだり、子供だけで読んだりする姿が見られています。
- ボランティア等の協力による読み聞かせ・エプロンシアター（※4）・ペープサート（※5）・パネルシアター（※6）・紙芝居などにより、子供が絵やおはなしに親しめるよう工夫し、おはなしの楽しさに触れる機会を持つことができました。
- 読み聞かせの後、感想を発表し、活動の振り返りをする事で、それぞれの心に残った場面や楽しかった気持ちなど、おはなしの世界の魅力を友達と共有できることから、読み聞かせを楽しみに待つ姿が増えてきました。
- 園からのお便りや個人懇談、日々の会話などを通して、保護者に子供が絵本や紙芝居、おはなし等に触れている様子を知らせる中で、それらとの出会いによる子供の育ちを伝えることができました。
- ポスター掲示や文書配布をすることにより、保護者へ読書活動に関するイベントや情報等について周知することができました。
- 個人懇談や参観日、講演会等で紹介したり、冊子を配布したりすることで、「うちどくチャレンジ！コンテスト」への応募を促すことができました。
- 子供が貸出絵本を返却するたびに、新たな絵本を借りることによって、継続的に保護者が読み聞かせをする場を作ることができました。
- ボランティア等に協力を得ながら、読み聞かせを行う中で、手遊びや歌、身体表現を取り入れたり、おはなしの中に出てくる物に触れたりすることで、より一層、子供はお話の世界を楽しむことができました。
- ボランティアや市立図書館職員による読み聞かせに親子で参加することで、保護者が読み聞かせの楽しさや良さを感じるようになりました。
- 保護者に対して、いろいろな方法で読書活動の推進につながる情報を発信することはできましたが、家庭によって読み聞かせに対する意識が様々で、保護者の実践には個人差が生じているので、実践につなげるための取組に工夫が必要です。
- ボランティア等による読み聞かせの回数が確保できるように行事等を調整していく必要があります。



- 引き続き、ボランティア等と協力しながら、子供が多様なおはなしに出合えるようにしたり、いろいろな教材を使って読み聞かせをしたりしながら、子供がおはなしの世界に浸ることができる取組に努めます。
- ボランティアや市立図書館職員等に協力を得ながら、保護者対象に読み聞かせや「うちどく」の大切さの啓発活動を行います。

- ※4 **エプロンシアター**…ポケットやマジックテープなど、様々な仕掛けが付いた、胸当て式のエプロンを劇場に見立て、人形を使って、おはなしを展開する「表現遊び教材」のこと。
- ※5 **ペープサート**…紙人形劇のこと。人物の絵などを描いた紙に棒を付けたものを動かして演じる。表と裏で別の絵が描かれており、背景の前で人形を動かすことと、人形の表裏を返すことによって、動作を表現する。
- ※6 **パネルシアター**…パネル布を貼った舞台に絵（または文字）を貼ったり外したりして展開する、おはなし・歌あそび・ゲームをはじめとする教育法・表現法。



(2) 小学校・中学校における取組

子供が生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成するために、学校においては自由に読書を楽しみ、読書の幅を広げていくことができるような環境を整備し、発達段階に応じた体系的な読書指導を行うことが大切です。

学校図書館は、想像力を培い、豊かな心を育む自由な読書活動の場である「読書センター」としての機能と、自発的・主体的な学習活動を支援し、教育課程の展開に寄与する「学習・情報センター」としての機能を持ち、学校教育の中核的な役割を担っています。司書教諭や学校図書館主任が中心となり、全ての教職員が連携して学校図書館を活用した指導の充実に努めなければなりません。また、学校が家庭・地域と連携して、地域ぐるみで子供の読書活動を推進していくことも重要です。

ア 読書指導の充実

前計画の成果 (○) ・課題 (●)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「うちどく」への取組や不読率調査、読書感想文・感想画コンクールの指導を通して、教職員の読書指導に対する意識が向上してきました。 ○ 授業での図書活用については、学校差はあるものの、少しずつ活用が増えてきています。 ● 司書教諭が学級担任である場合が多く、学校全体の読書指導に関わる時間の確保が難しい状況です。 ● 前計画が教職員に充分周知されておらず、教職員によって読書指導に温度差があります。 ● 学校図書館に関する校内研修が少ない状況です。 ● 授業でさらに図書を活用できるように、学校図書館年間指導計画の見直しが必要です。 ● 図書館や巡回文庫を利用した学習指導をしている教職員と利用していない教職員の二極化が進んでいます。 ● 各校の司書教諭や学校図書館主任の意識や取組に差が生じています。 ● 授業の中で図書が活用できるよう司書教諭や学校図書館主任から学級担任への働き掛けが必要です。
-----------------------------	---



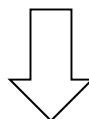
本計画における施策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校図書館に関する研修を推進し、本計画について周知徹底を図ります。 ○ 学校図書館教育に関する研修内容を各校の研修計画（年間）に位置付け、児童生徒の読書活動に生かせる研修をします。 ○ 授業で図書を活用できるよう学校図書館年間指導計画を見直します。 ○ 各校の司書教諭及び学校図書館主任が関係機関等と情報交換を行い、学習指導に有効な図書や指導方法について情報を共有し、スキルアップを図ります。 ○ 電子版読書通帳「みきゃん通帳」（※7）を活用します。
-----------	---

※7 みきゃん通帳…小1～中3全ての児童生徒の読書意欲を喚起するとともに、読書傾向への自覚を促すことで幅広い分野への興味を持たせ、愛媛県の課題である読書活動を推進し、知的好奇心を高めるために開発した『えひめICT学習支援システム（EILS）』連動のWebアプリ。令和5年4月より運用開始。

イ 読書活動の充実

前計画の成果
(○)・課題
(●)

- 令和4年度の調査において不読率が改善されました。
・小学生：6.4% (R3年度7.1%) ・中学生：20.7% (R3年度27.3%)
- 各校で基準を決め学期ごとに多読者を表彰して意欲化を図ることで、市立図書館の多読者を受賞する子供（小学生）の割合が増えてきています。
- 調べ学習や並行読書など、教科の指導に図書が活用されている学校もあります。
- 中学校では、図書委員会を中心に生徒の自主的な活動が行われており、ビブリオバトル（※8）に取り組む学校が増えてきました。
- 国語科の教科書で紹介されている図書を市立図書館で購入してもらい、活用しています。
- 学校図書館主任会と市立図書館が連携し、国語科や社会科、総合的な学習の時間に活用できる学習支援図書セットを作成しました。
- 学校図書館主任会と市立図書館が連携し、小学校低・中・高学年、中学校ごとに「うちどく絵本リスト」を作成しました。
- 市立図書館に読み聞かせボランティアグループを紹介してもらい、ボランティアの活用がなかった学校でも読み聞かせをしてもらえるようになりました。
- 校報や学級通信などを利用して、家庭への啓発をする学校が増えていています。
- PTA活動において読み聞かせを行い、保護者への啓発を行った学校もあります。
- 学習に関する図書のコーナーを設置する学校が増えていています。
- 多読者賞の受賞者割合は、学校間で差があります。
- 学年が上がるにつれ、読書が嫌いな児童生徒の割合が高くなっており、授業以外で学校図書館を利用しない児童生徒の割合も高くなっていています。
- 児童の選書に偏りがあります。
- 朝読書の実施率は100%ですが、実施回数は減ってきています。
- 学級担任が読み聞かせをする時間を確保しにくい状況です。
- 学習支援図書セットや団体貸出の利用に差があります。
- 1人1台タブレット端末の整備やスマートフォンの普及が、読書離れに影響していると思われます。



読書センターとしての活用

- 学級文庫の選書を工夫します。
- 国語科の教科書で紹介されている図書や、「うちどくブックリスト」「うちどく絵本リスト」に載っている図書を購入し、活用します。
- 国語科で並行読書を取り入れ、図書に触れる機会を増やします。
- 選書や配架を工夫し、親しみやすい学校図書館にします。
- 春と秋の読書週間に、読み聞かせ集会、ブックトーク、ビブリオバトルなど各学校において様々な手法やイベントを行うなど、子供の読書意欲を高める取組をします。
- 新しい取組について、学校図書館主任会で情報を共有します。
- 学校図書館主任会とボランティアの連絡会を行い、情報を共有します。

学習情報センターとしての活用

- 学習指導に有効な図書については、学校図書館主任会において情報の共有を図ります。
- 市立図書館や県立図書館と連携し、教科等の学習で使用する図書を充実します。
- 各教科・総合的な学習の時間（調べ学習）・表現活動等について、新聞記事を教材として有効に活用します。

家庭への啓発

- 保育所・こども園・幼稚園、小中学校の連携を図り、保護者への啓発をします。
- 各校の実態に合わせて「うちどく」を推進します。

※8 ビブリオバトル…ゲーム感覚を取り入れた新しいスタイルの「書評合戦」。発表者たちがおすすめの本を持ち合い、1人5分の持ち時間で書評した後、発表者と観客が一番読みたくなった本を決定する。

ウ 学校図書館の環境整備

前計画の成果
(○)
・課題
(●)

- 児童生徒が閲覧できる新聞を図書室に配置したことで、各教科・総合的な学習の時間（調べ学習）・表現活動等に有効活用できている学校もあります。
- 市立図書館と連携し、国語科や社会科、総合的な学習の時間に活用できる学習支援図書セットを作成しました。
- 「魅力ある学校図書館」を目指し、平成28年度から標準冊数の不足及び蔵書内容の偏りや古い図書の更新のため5か年で充足率100%を目標に整備した結果、どの学校もほぼ達成することができました。
- 司書教諭が学級担任である場合が多いため、司書教諭としての役割が果たしにくい状況です。
- 調べ学習用の図書が古くなっています。
- 学校図書館の学習スペースが十分に確保できない学校があります。



本計画における施策

- 学校図書館内の環境や配架を工夫し、図書を活用しやすくします。
- 市立図書館の学習支援図書セットや団体貸出を利用し、図書の不足を補います。



3 地域における子供の読書活動の推進

地域において子供が本に親しみ、本の面白さを知ることができる機会を作るためには、読み聞かせやストーリーテリング（※9）などのおはなし会の活動が必要です。子供が学校以外で本と出合い、読書ができる場所として、引き続き市立図書館や公民館等が地域における拠点施設となるよう積極的に整備充実に取り組みます。

前計画を振り返り、現状及び課題や本計画での施策について、「市立図書館」「公民館等」に分けて計画を示します。

(1) 市立図書館における取組

市立図書館は、地域の読書活動推進の中核施設であり、社会や時代に対応した柔軟なサービスを行うことが重要です。様々な年齢の子供たちがあらゆる機会と場所において自発的に利用し、子供の読書活動が推進されるよう、引き続き環境整備を総合的に行うことが大切です。

本計画においても、市立図書館本館をはじめ長浜分館・肱川分館・河辺分館の3分館が連携するとともに、関係者や関係機関等とより緊密に連携・協力し、子供の読書活動推進の充実を図ります。

※9 ストーリーテリング…本に書かれた物語やおはなしを覚えて、子供たちに語ること。絵や文字がない分、子供たちの創造力や集中力を養うと言われている。素話や語り、おはなしなどとも言う。



ア 年齢に応じた子供の読書活動の推進

(ア) 乳児に対する取組

前計画の成果 (○) ・課題 (●)	<ul style="list-style-type: none">○ 子育て支援コーナーには、ブックスタートをきっかけに絵本に関心を持った親子が、家庭でも継続して絵本等に親しめるよう、ボードブック（※10）のほか、赤ちゃんが興味を示しやすく、親子で触れ合いが生まれるようなものを中心に、赤ちゃん向け絵本を選書しています。○ 赤ちゃん連れでおはなし会に参加される方も増えています。● 赤ちゃん連れでの来館はためらうという声が聞かれます。また、おはなし会では、赤ちゃんの泣き声を気にする保護者の姿が見受けられます。
-----------------------------	--



本計画における施策	<ul style="list-style-type: none">○ 赤ちゃん向け絵本の更なる充実を図ります。○ おはなし会では、乳児連れでも参加しやすい雰囲気づくりに努めます。
-----------	---

(イ) 幼児から小中学生に対する取組

○おはなし会等のイベント

前計画の成果 (○) ・課題 (●)	<ul style="list-style-type: none">○ 平成30年度から、毎週土曜日に「わくわくサタデー」と題して、子供向けイベントを実施しています。参加した子供にはカードを配布し、8枚集めるとプレゼントがもらえるようにして、継続参加を促しています。● 現在のおはなし会は、幼児から小学校低学年までの子供の参加が多く、それ以外の年齢層の子供の参加は少ない状況です。様々な年齢層の子供が参加したくなるようなイベントの検討が必要です。
-----------------------------	--



本計画における施策	<ul style="list-style-type: none">○ おはなしを聞くだけでなく、年齢に応じた工作等ができるような子供向けイベントの開催に努めます。○ 「手話のおはなし会」や「多言語によるおはなし会」など、障がいや母国語に関わらず、誰もが楽しめるおはなし会の実施について検討します。 また、日本語以外の言語も用いて、外国の言語や文化に触れ、多文化理解を深めるおはなし会の実施について検討します。
-----------	--

※10 ボードブック…本の紙が厚紙(ボード)で出来ている本。幼児向けの本に多い。

○ 3 歳児健康診査時の啓発

前計画の成果 (○) ・課題 (●)	<ul style="list-style-type: none">○ 感染症対策徹底のため読み聞かせを中止し、代わりに3歳児におすすめの絵本を紹介するブックリストを作成しました。3歳児健康診査に出席した家庭一組ずつに、読み聞かせのねらいや効果を説明しながら配布し、市立図書館に親しみを持ってもらえるように努めています。● 市立図書館の利用や読み聞かせ等について相談を受けることもありますが、健診中の限られた時間の中で行っているため、十分には対応しかねている状況です。
-----------------------------	---



本計画における施策	<ul style="list-style-type: none">○ ブックスタート事業のフォローアップとして、3歳児健康診査の場は重要な機会です。今後も家庭における読書活動の啓発に努め、関係機関に協力を求めています。
-----------	--

○ 調べもの支援

前計画の成果 (○) ・課題 (●)	<ul style="list-style-type: none">○ 「図書館クイズ」の実施やパスファインダー（調べ方ガイド）の作成によって、調べもの際に市立図書館が役立つことを知ってもらうよう努めました。● 作成したパスファインダー（調べ方ガイド）を有効活用してもらうための工夫が必要です。
-----------------------------	--



本計画における施策	<ul style="list-style-type: none">○ 「図書館クイズ」の実施やパスファインダー（調べ方ガイド）の作成を継続し、子供自らが市立図書館を活用して、求める情報にアクセスすることができるよう支援します。
-----------	--

○多読書者表彰

前計画の成果 (○) ・課題 (●)	<ul style="list-style-type: none">○ 多読書者の割合は、小学生は令和2年度（第2次3年目）、中学生は平成30年度（第2次1年目）に目標値を達成しました。 しかし目標値達成後は、小学生は翌年から、中学生は翌々年から割合が下がり続けています。● 多読者の割合を維持し、更に伸ばしていく施策が必要です。
-----------------------------	--



本計画における施策	<ul style="list-style-type: none">○ 引き続き、各小中学校との連携をさらに深め、多読書者表彰を通して、より多くの児童生徒が読書に親しむことができるようにします。○ 市立図書館や本に親しむきっかけづくりとして、これまでどおりおはなし会に力を入れるだけでなく、「図書館クイズ」のような参加型のイベントや、ブックトークのような出前事業の実施を増やすよう努めます。
-----------	--

○図書館見学と職場体験

前計画の成果 (○) ・課題 (●)	<ul style="list-style-type: none">○ 対応職員数を増やして見学コースを入れ替え制にする、受け入れる人数制限を行うなど、感染症対策を徹底しながらも市立図書館見学や職場体験を積極的に受け入れました。● 図書館や本が好きな児童生徒が、司書の仕事や図書館の仕組みについて、より深く学べる機会があることが望ましいと考えます。
-----------------------------	---



本計画における施策	<ul style="list-style-type: none">○ 図書館や司書の仕事、読書に対する関心を高めることができるよう、市立図書館見学や職場体験の申し込みを積極的に受け入れます。○ 小学校高学年から中学生までを対象とした“子ども司書養成講座”の開催についても検討します。
-----------	---

○ヤングアダルト（YA）世代（※12）への啓発

前計画の成果（○）・課題（●）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中学生についてもこれまで「うちどく」に取り組んできましたが、家族と共に取り組む形よりも、友人同士など同世代で読書への関心が高まる取組の方が効果的と考えられる年代になります。 ● 「うちどく」以外にも読書活動を活性化させる手段が必要です。
-----------------	---



本計画における施策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 同じ本を友達同士で読んで感想を語り合うなどする「ともどく」（※11）の在り方を検討して、効果的な「ともどく」の実践を目指します。そのほかに、ヤングアダルト世代を対象としたビブリオバトルの実施や、イベントボランティアの募集を検討します。 ○ ヤングアダルト世代を市立図書館に呼び込むために、現在は児童中心に利用されている「本の伝言板」の利用を呼び掛けるなど、参加型サービスを充実させます。 ○ 市立図書館に来ることが少ないヤングアダルト世代の読書活動を活性化するために、学校図書館の選書への助言や情報提供、ブックリストの配布など、学校との情報交換や学校を通じての情報発信に努めます。
-----------	--

※11 ともどく（友読）…小学生から中学生における時期は、家族や大人との関係以上に、友人との関係を重視する傾向がある。そこで、大洲市では「うちどく（家読）」の友達版として、友達同士でおすすめ本を紹介し合ったり、同じ本を読み、感想を語り合ったりする取組を「ともどく（友読）」と呼んで実施することとする。

※12 ヤングアダルト（Young Adult）…中学生・高校生などティーン・エイジャー、すなわち児童と成人の中間に位置する年齢層のこと。YAと表記することもある。



イ 人的充実

(ア) 職員の配置と資質向上

前計画の成果 (○) ・ 課題 (●)	<ul style="list-style-type: none">○ 令和4年度時点で館長を除く常勤職員9名のうち、司書有資格者が8名（正規職員3名・会計年度任用職員5名）います。職員は各講習会や研修に積極的に参加し、その資料を職員間で回覧し、知識・情報の共有に努めました。● 業務によって対応できる職員が限られているものがあります。
---------------------------------	---



本計画における施策	<ul style="list-style-type: none">○ 市立図書館職員における司書有資格者の割合を高く維持できるように努めます○ 児童書に関する知識を習得したり、子供の特性を理解したりするため、積極的に市立図書館職員を各種研修へ派遣します。○ 司書全体のスキルアップを図るために、おはなし会や市立図書館見学、ブックスタート、ブックトーク、出前講座などに対応できる人数を増やします。
-----------	--

(イ) ボランティアとの連携

○ボランティア研修

前計画の成果 (○) ・ 課題 (●)	<ul style="list-style-type: none">○ ボランティアの活動は、子供の読書活動を進めていく上で重要な役割を果たしています。その活動には幅広い知識や技能・技術が必要となるため、技術向上を目的とした研修会を開催して質の向上を図ってきました。特に、「おはなし会ボランティア講習会」は、令和4年度で12年目を迎え、ボランティアのスキルアップに一定の成果があったと考えています。● 新たなボランティアの発掘や養成も必要です。
---------------------------------	---



本計画における施策	<ul style="list-style-type: none">○ 新たなボランティア発掘と養成を図るために、「おはなし会ボランティア講習会」の研修内容や開催回数・時期を見直しつつ、初心者向けの研修会も企画します。○ おはなしボランティア以外の、本の修繕や書架整理等に従事するボランティアのための研修の場も設けます。
-----------	---

○ボランティア交流と情報交換の場の提供

前計画の成果（○）・課題（●）	<ul style="list-style-type: none">○ 市内で子供の読書活動推進に取り組んでいるボランティアの勉強会及びおはなし会の事前打ち合わせ等に市立図書館の会場を貸し出しました。● 市内で活動するボランティアの情報や活動の様子を知る機会を設ける必要があります。
-----------------	--



本計画における施策	<ul style="list-style-type: none">○ 市内で子供の読書活動推進に取り組んでいる様々なボランティアが広く集まり、ボランティア相互の交流や情報交換ができる場を提供することに努めます。○ 各ボランティアの活動の様子をお知らせする機会を増やします。
-----------	--

ウ 蔵書の充実と各コーナーの工夫

○各コーナーの蔵書

前計画の成果（○）・課題（●）	<ul style="list-style-type: none">○ 各館とも所蔵が増え、収蔵能力を超えてきたため、資料の除籍を始めています。● 児童書は長く読み継がれているロングセラーや、絶版になっていても貸出を希望される本も多くあり、除籍本の選定に苦慮しています。
-----------------	--



本計画における施策	<ul style="list-style-type: none">○ 年齢によって大きく変化する子供の読書ニーズに対応するため、適切な除籍を行いながらニーズに応じた資料収集に努め、蔵書の充実を図っていきます。
-----------	---

○団体貸出用資料と用品類の充実

前計画の成果（○）
・課題（●）

- 大型絵本や大型紙芝居、パネルシアター等の所蔵数が充実してきました。
- 舞台類の寄贈を受け、数量の不足はおおよそ解消されました。
- セタやクリスマスなど季節の行事を題材にしたものは、要望が重複することが多い状況です。



本計画における施策

- ニーズの多い行事関連の大型絵本や大型紙芝居、パネルシアター等は、今後も継続して積極的に収集に努めます。

○ヤングアダルトコーナー（YA）

前計画の成果（○）
・課題（●）

- 原作から映画化された作品や、映画からノベライズ化された作品で、ヤングアダルト世代の興味・関心がありそうなものを並べて展示しました。
- 限られた狭いスペースのため、配架図書の選定に苦慮しています。



本計画における施策

- 十代の若者向けの魅力ある蔵書構成を考え、この年代の興味に沿った図書の収集に努めます。
- コーナーが学習スペースに向かう動線上にあり、階段やエレベーターの降り口前という比較的中高生の行き来の多い場所という利点を生かして、思わず足を止めて本を手にするコーナーづくりができるよう工夫します。

○学習コーナー

前計画の成果（○）・課題（●）	<ul style="list-style-type: none">○ 将来の仕事について書かれた本や受験対策・面接関連の本がよく利用されています。● 情報が古いと役立たない分野であるため、新しい情報を提供できるよう留意する必要があります。
-----------------	---



本計画における施策	<ul style="list-style-type: none">○ 進路（進学・学習）の参考になる資料の充実を図ります。
-----------	--

○バリアフリー資料と「りんごの棚」

前計画の成果（○）・課題（●）	<ul style="list-style-type: none">○ 市立図書館では、読書バリアフリー法の推進を図るため、点字絵本・LLブック・大活字本・録音図書などを集めたコーナー「りんごの棚」を設置しました。● 「りんごの棚」の資料充実と利用促進が課題です。
-----------------	---



本計画における施策	<ul style="list-style-type: none">○ 点字絵本や大活字本等のバリアフリー資料の充実を図るとともに、それぞれの障がいに応じた読書指導や読書環境の整備を行っていきます。
-----------	---

エ 市立図書館の情報化

前計画の成果(○)
・課題(●)

- 市立図書館HPから、各種申請書やブックリスト、パスファインダー等がダウンロードできるようにしました。また、市立図書館HP上に「地域資料コーナー」というバナーを設け、承諾を得た児童向けの地域資料をデータ化し、閲覧可能にしました。
- ひらがな表記に切り替えられるのは、蔵書検索と利用照会のみで、子供が見やすく使いやすいHPとは言えません。



本計画における施策

- 大洲市が発行する児童向け地域資料を中心にデータ化し、市立図書館HPに公開していきたいと考えています。また、キッズページを設けるなど、子供も見やすく使いやすいHPを目指します。
- 市立図書館HPや広報、CATVの他、SNSなどを通じて、積極的に市立図書館情報を発信します。



オ 関係機関等との連携

○巡回文庫（こども園・幼稚園・小学校・公民館・施設との連携）

前計画の成果（○） ・課題（●）	<ul style="list-style-type: none">○ 公民館・施設への巡回文庫については、絵本10冊、児童図書5冊、一般図書45冊の計60冊をセットにして2か月に1度巡回配本しています。● 利用状況を調査したところ、あまり利用されていない状況であることが分かりました。
---------------------	--



本計画における施策	<ul style="list-style-type: none">○ 年間配本予定図書リストを各公民館や施設に送付し、活用を呼び掛けるとともに、図書セットの内訳等についても再検討します。
-----------	--

○学習支援図書セット（小中学校との連携）

前計画の成果（○） ・課題（●）	<ul style="list-style-type: none">○ 令和4年度は、45テーマ64セットを用意しています。● 複数セットを準備しているテーマは増えたものの、授業で利用する時期が多くの学校で重なるため、貸出期間の調整をお願いすることがしばしばあります。日程の調整が難しい場合は、出版年が古い等の理由でセットに組み込んでいない図書を提供しています。● 利用する学校・教職員に偏りがあり、特に中学校の利用は少ない状況です。
---------------------	---



本計画における施策	<ul style="list-style-type: none">○ 学習支援図書セットについて更に周知し、活用を呼び掛けます。また、学校と連携し、学習指導計画案作成時に学習支援図書セットの使用時期について調整を行うなどの方法を検討します。使用時期が重複する場合は、愛媛県立図書館の「まなぼん」の活用も提案するなどの情報提供を行います。○ 多文化理解の促進や、外国につながりを持つ子供の読書支援として、日本語以外の言語を用いた資料を中心としたセットを、新たに作成します。
-----------	---

(2) 公民館等における取組

前計画の成果(○)・課題(●)	<ul style="list-style-type: none">○ 平成29年度から公民館での家庭教育学級において「うちどく」の推進を行っています。○ 児童館では、定期的に職員やボランティアによる「絵本おはなしの会」などが行われており、0歳から4歳児の未就学児童及び保護者が、本に親しむよい機会となっています。○ 市立図書館に来られない子供が、市立図書館の本に触れ合う機会が得られるように、公民館等への巡回文庫では60冊のうち、絵本を10冊、児童図書を5冊入れています。● 公民館の図書室等の利用が少ない状況です。● 公民館及び児童館の蔵書が古いため入替が必要です。
-----------------	---



本計画における施策	<ul style="list-style-type: none">○ 公民館の図書室等は最も身近な図書館であることを啓発していきます。○ 子供が公民館等で読みたい本を読めるよう、市立図書館との連携・協力に努めます。○ 公民館の家庭教育学級において、「うちどく」の推進を行っていきます。○ 児童館の職員やボランティアが定期的に開催する「絵本おはなしの会」などの支援に努めます。○ 公民館等の蔵書を充実させるため、市立図書館の除籍になった図書のリサイクル活用を行うとともに、家庭で眠っている本の寄贈も募ります。○ 国立大洲青少年交流の家で開催される「教育事業」と連携し、親子・幼児等を対象に、読書活動などに親しむ機会を提供する事業を推進します。○ 公民館の図書室等は最も身近な図書館であることを啓発していきます。
-----------	---

(3) ボランティアの活動

前計画の成果(○)・課題(●)

- 市立図書館・学校等に出掛けて読み聞かせや、おはなし会を行うなど積極的なボランティア活動により、子供の読書活動が推進されています。
- 市立図書館において、ボランティア相互の情報交換等が図られています。
- ボランティアが放課後児童クラブや放課後子ども教室に出向いて読み聞かせを行っていることにより、子供が本好きになるきっかけとなっています。
- ボランティア相互の情報交換等の間口を広げ、多くの市民に気軽に参加してもらえるような啓発活動が必要です。



本計画における施策

- 市及び市立図書館HPや広報紙等を活用し、ボランティア人数の増加や情報交換会の周知を図ります。



第3章 推進体制等の充実

1 推進体制の充実

市及び教育委員会の関係部局をはじめ、学校等、ボランティア、各種団体との連携の充実に努め、引き続き大洲市の子供たちの読書活動を推進します。また、これらに関わる職員及び市民の意識の向上や各施設の蔵書等の充実などが実現できるよう推進していきます。

2 関係機関との連携と情報発信

子供の読書活動の推進に関係する事業の情報を関係機関のHPや広報紙に掲載し、子供や保護者及び地域の方々の参加拡大を図るとともに、読書の大切さや楽しさについても理解を深めていただくよう情報発信に努めます。また、関係機関等が情報交換できる場を増やすとともに、ネットワークを強化し、これまで以上に子供の読書活動を推進します。

市HPに、子供読書活動推進計画のページを設け、関係機関等が取り組んでいる関連事業等の情報発信に努めます。

3 推進計画の啓発活動

本計画における施策を広く周知させるため、市及び関係機関のHPやイベントを利用し、情報を発信します。また、子供だけでなく、家庭（保護者）に本計画を知ってもらう工夫が必要であることから、保育所やこども園、幼稚園等に出向いての講座や公民館での「家庭教育学級」を利用し、啓発活動を行います。

4 企画

「子どもの読書活動の推進に関する法律」において4月23日を「子ども読書の日」、「文字・活字文化振興法」において10月27日を「文字・活字文化の日」と定めるとともに、社団法人読書推進運動協議会では4月23日から5月12日までを「こどもの読書週間」としています。また、大洲市では本計画に基づき、毎月第3日曜日を「うちどくの日」として設定し、週末（金曜日・土曜日）も家庭や学校等との連携を深めながら、「うちどく」に取り組みます。

これら以外にも、関係機関の事業を活用して啓発活動に努めるとともに、子供の読書活動についての関心と理解を深めてもらえるよう、必要に応じてイベント等を企画します。また、家族で一緒に読書を楽しむ「うちどく」や友人同士で読書を楽しむ「ともどく」などの読書に親しむ活動や講演会等の開催を検討します。

5 施策の実施に向けて

本計画における施策を確実に実施するため、必要な財政上の措置や関係機関等の活動に施策が反映できるよう努めます。また、大洲市子供読書活動推進委員会や関係機関、読み聞かせボランティアグループとの情報交換会を活用し、毎年6月に「不読率等アンケート調査」を実施するとともに、PDCAサイクル（※13）を生かした推進状況等の改善を行い、効果的な事業推進に努めます。

※13 PDCAサイクル・・・業務プロセスの管理手法の一つで、計画(Plan)→実行(Do)→評価(Check)→改善(Action)という4段階の活動を繰り返し行うことで、継続的にプロセスを改善していく手法。

参 考 资 料

【読書に関するアンケート調査結果】

概 要

平成23及び28年度において、市内の子供（保育所・こども園・幼稚園・小中学校）とその保護者及び教職員を対象に「読書に関するアンケート調査」を実施しています。また、平成29年年度以降には、子供を対象に「不読率アンケート調査」を実施しています。

これらの調査結果から得られた情報や要望は、今回の第3次計画における施策に可能な限り反映させるとともに、子供の読書活動推進に関する取組についての貴重な資料として活用します。

①調査対象者及び人数

		平成23年度			平成28年度			令和4年度		
		回答人数	依頼人数	回収率	回答人数	依頼人数	回収率	回答人数	依頼人数	回収率
幼 児	保育所・こども園	205	205	100.0%	197	197	100.0%	204	239	85.4%
	幼稚園	94	96	97.9%	112	121	92.6%	51	60	85.0%
幼児計		299	301	99.3%	309	318	97.2%	255	299	85.3%
児童生徒	小学校1～3年	1,159	1,185	97.8%	993	1,069	92.9%	295	914	32.3%
	小学校4～6年	1,332	1,358	98.1%	1,058	1,062	99.6%	570	1,058	53.9%
	中学校1～3年	1,328	1,370	96.9%	1,165	1,172	99.4%	161	1,034	15.6%
児童生徒計		3,819	3,913	97.6%	3,216	3,303	97.4%	1,026	3,006	34.1%
保護者	小学校2年生の保護者	372	424	87.7%	298	321	92.8%	213	330	64.5%
	小学校4年生の保護者	365	433	84.3%	335	363	92.3%	196	350	56.0%
	小学校6年生の保護者	367	470	78.1%	326	356	91.6%	146	335	43.6%
	中学校1年生の保護者	270	441	61.2%	314	362	86.7%	160	361	44.3%
	中学校2年生の保護者	300	467	64.2%	316	342	92.4%	126	333	37.8%
保護者計		1,674	2,235	74.9%	1,589	1,744	91.1%	841	1,709	49.2%
教職員	小・中学校全教職員	376	422	89.1%	296	305	97.0%	163	384	42.4%
全体計		6,168	6,871	89.8%	5,410	5,670	95.4%	2,285	5,398	42.3%

②調査期間

・平成23年度

アンケート配布 平成23年 12月

アンケート回答 平成23年 12月

・平成28年度

アンケート配布 平成28年 5月

アンケート回答 平成28年 6月

・令和4年度

アンケート配布 令和5年 2月

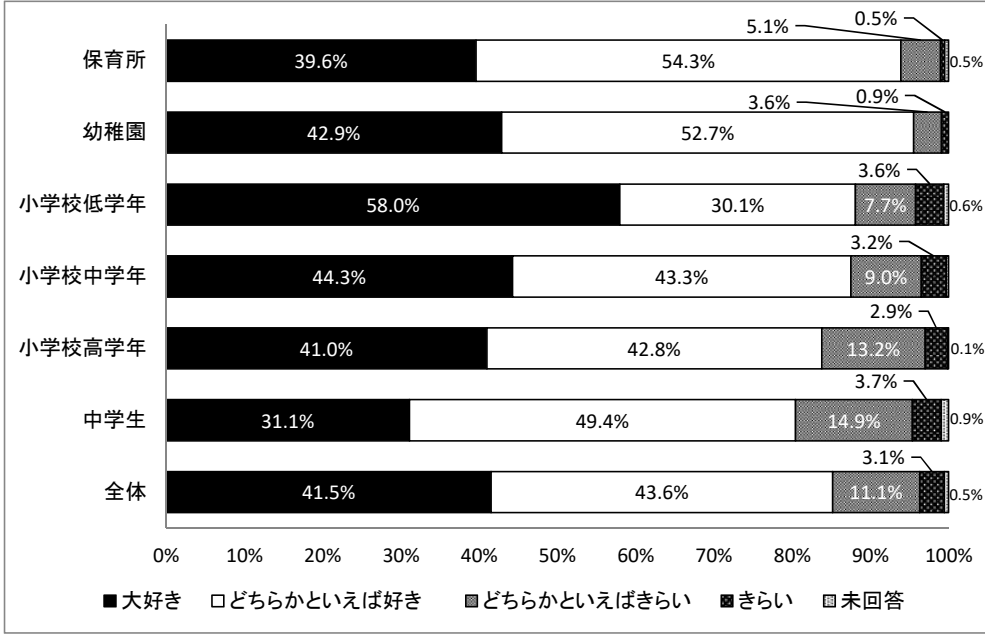
【就学前・児童・生徒アンケート（抜粋）】

問 あなたは、本（雑誌やまんが以外）を読むことが好きですか。

平成28年度結果

区分	大好き	どちらかとい えば好き	どちらかとい えばきらい	きらい	未回答	計
保育所	78	107	10	1	1	197
幼稚園	48	59	4	1	0	112
小学校低学年	385	200	51	24	4	664
小学校中学年	305	298	62	22	2	689
小学校高学年	286	299	92	20	1	698
中学生	362	575	174	43	11	1,165
全体	1,464	1,538	393	111	19	3,525

きらいな数	きらいな割合
11	5.6%
5	4.5%
75	11.3%
84	12.2%
112	16.0%
217	18.6%
504	14.3%



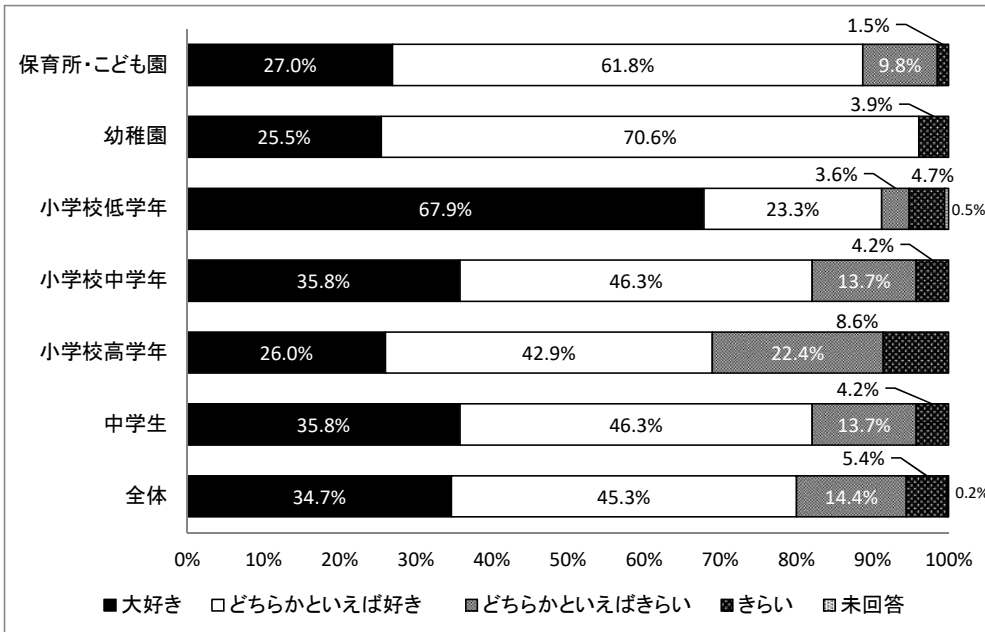
きらいな割合 学年別	割合
小学1年	11.2%
小学2年	11.3%
小学3年	13.0%
小学4年	12.0%
小学5年	15.9%
小学6年	16.3%
中学1年	16.1%
中学2年	20.2%
中学3年	19.7%



令和4年度結果

区分	大好き	どちらかとい えば好き	どちらかとい えばきらい	きらい	未回答	計
保育所・こども園	55	126	20	3	0	204
幼稚園	13	36	0	2	0	51
小学校低学年	131	45	7	9	1	193
小学校中学年	110	142	42	13	0	307
小学校高学年	94	155	81	31	0	361
中学生	40	75	34	11	1	161
全体	443	579	184	69	2	1,277

きらいな数	きらいな割合
23	11.3%
2	3.9%
16	8.3%
55	17.9%
112	31.0%
45	28.0%
253	19.8%



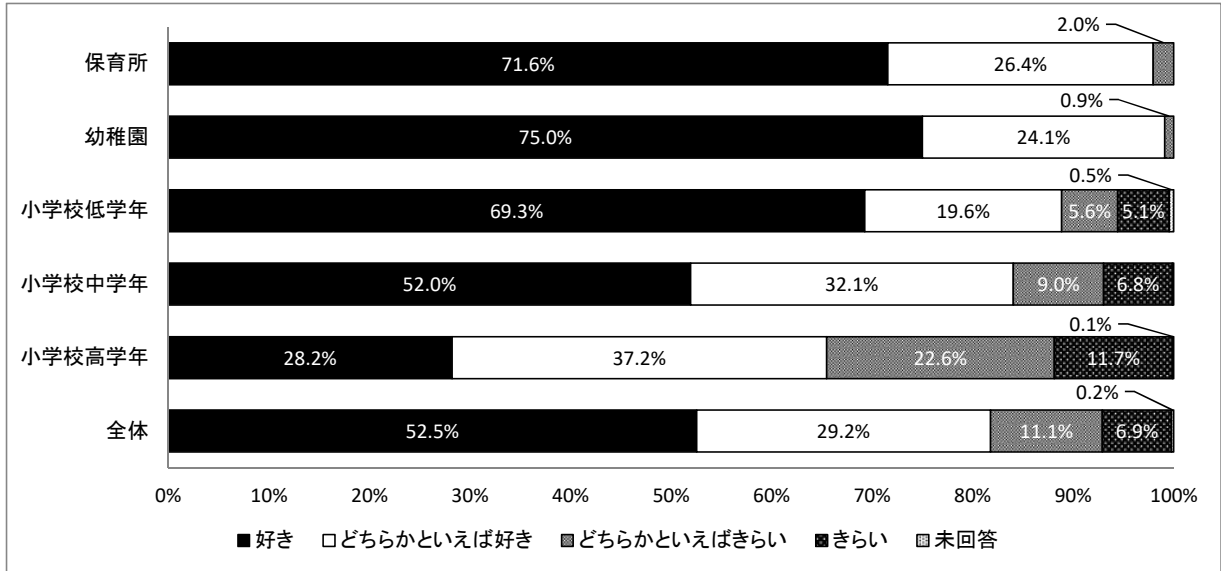
きらいな割合 学年別	割合
小学1年	9.4%
小学2年	8.0%
小学3年	8.8%
小学4年	22.4%
小学5年	32.0%
小学6年	30.0%
中学1年	24.5%
中学2年	27.7%
中学3年	34.0%

問 あなたは、本を読んでもらうことが好きですか。

平成28年度結果

区分	好き	どちらかとい えば好き	どちらかとい えばきらい	きらい	未回答	計
保育所	141	52	4	0	0	197
幼稚園	84	27	1	0	0	112
小学校低学年	460	130	37	34	3	664
小学校中学年	358	221	62	47	1	689
小学校高学年	197	260	158	82	1	698
全体	1,240	690	262	163	5	2,360

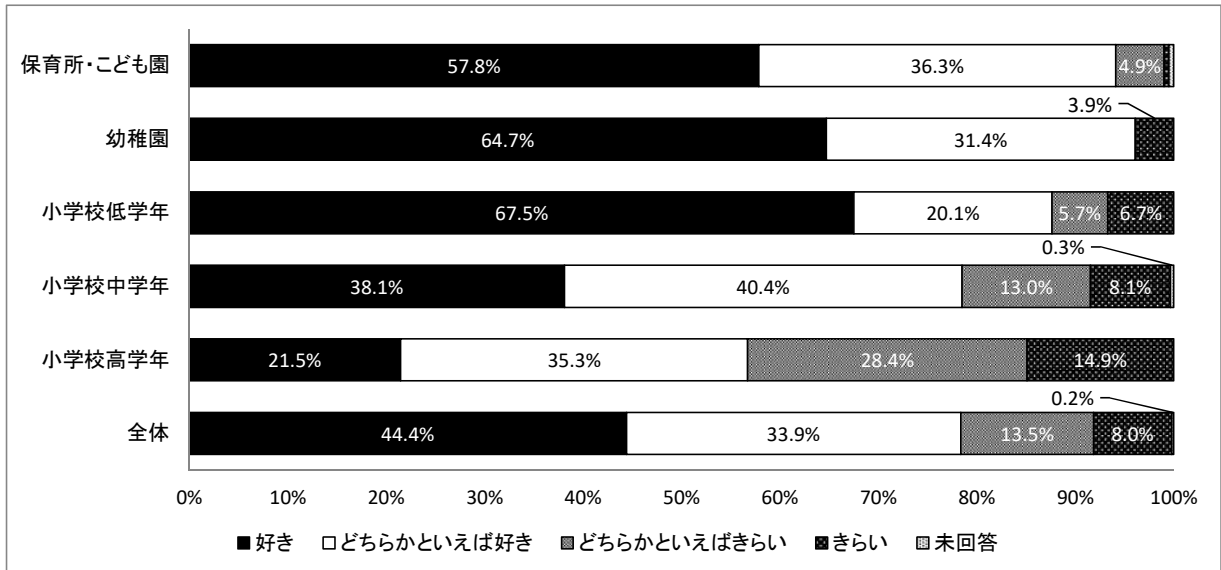
好きな数	好きな割合
193	98.0%
111	99.1%
590	88.9%
579	84.0%
457	65.5%
1,930	81.8%



令和4年度結果

区分	好き	どちらかとい えば好き	どちらかとい えばきらい	きらい	未回答	計
保育所・こども園	118	74	10	1	1	204
幼稚園	33	16	0	2	0	51
小学校低学年	131	39	11	13	0	194
小学校中学年	117	124	40	25	1	307
小学校高学年	59	97	78	41	0	275
全体	458	350	139	82	2	1,031

好きな数	好きな割合
192	94.1%
49	96.1%
170	87.6%
241	78.5%
156	56.7%
808	78.4%

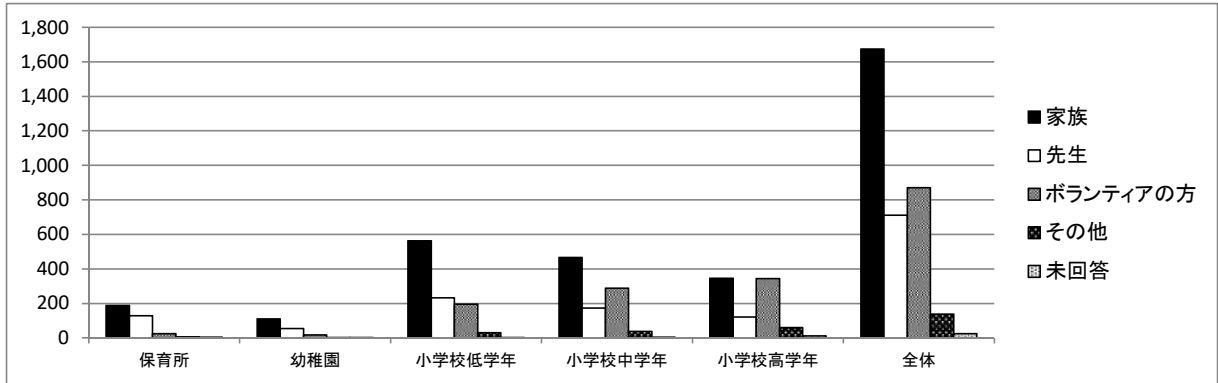


問 あなたは、だれに本を読んでもらいたいですか。(複数回答可 あてはまるものすべて)

平成28年度結果

区分	家族	先生	ボランティアの方	その他	未回答	計
保育所	188	129	25	7	4	353
幼稚園	110	55	17	2	2	186
小学校低学年	563	233	196	30	3	1,025
小学校中学年	466	174	289	38	4	971
小学校高学年	346	121	344	60	12	883
全体	1,673	712	871	137	25	3,418

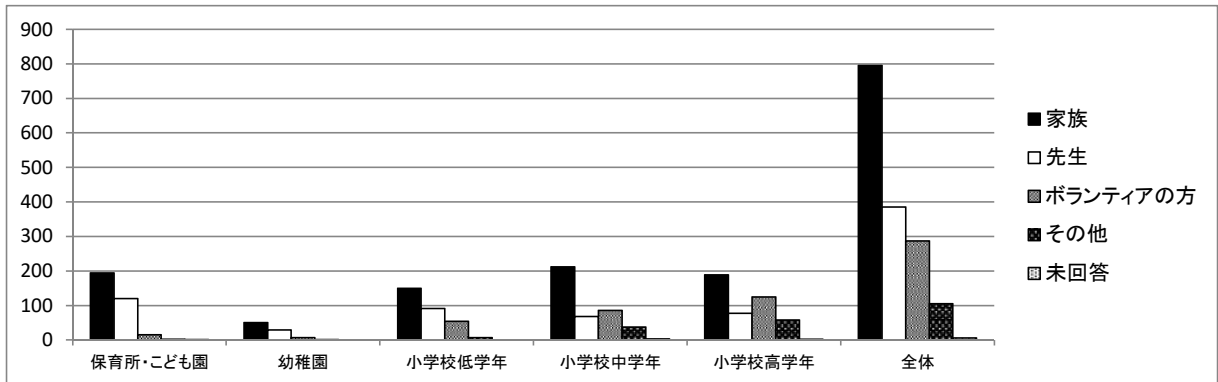
家族の割合
53.3%
59.1%
54.9%
48.0%
39.2%
48.9%



令和4年度結果

区分	家族	先生	ボランティアの方	その他	未回答	計
保育所・こども園	194	120	15	2	1	332
幼稚園	50	29	7	1	0	87
小学校低学年	150	91	54	7	0	302
小学校中学年	212	68	86	37	3	406
小学校高学年	189	77	125	58	2	451
全体	795	385	287	105	6	1,578

家族の割合
58.4%
57.5%
49.7%
52.2%
41.9%
50.4%

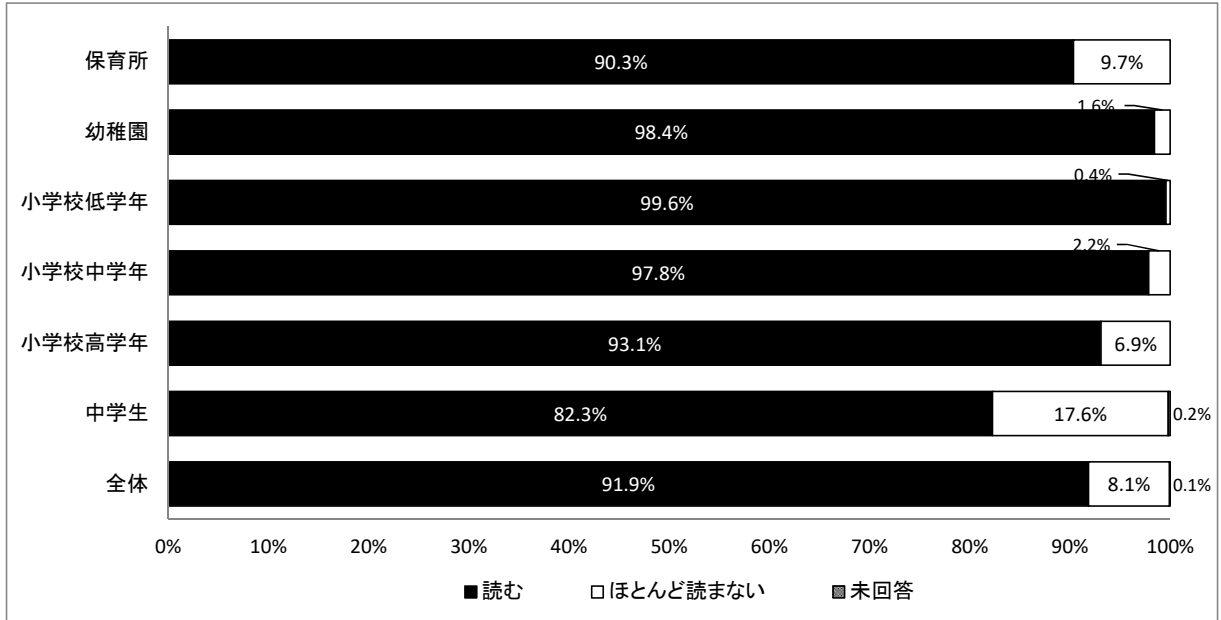


問 あなたは、1か月に何冊くらい本を読みますか。

平成28年度結果

区分	1冊以上読む	ほとんど読まない	未回答	計
保育所	234	25	0	259
幼稚園	63	1	0	64
小学校低学年	718	3	0	721
小学校中学年	681	15	0	696
小学校高学年	662	49	0	711
中学生	913	195	2	1,110
計	3,271	288	2	3,561

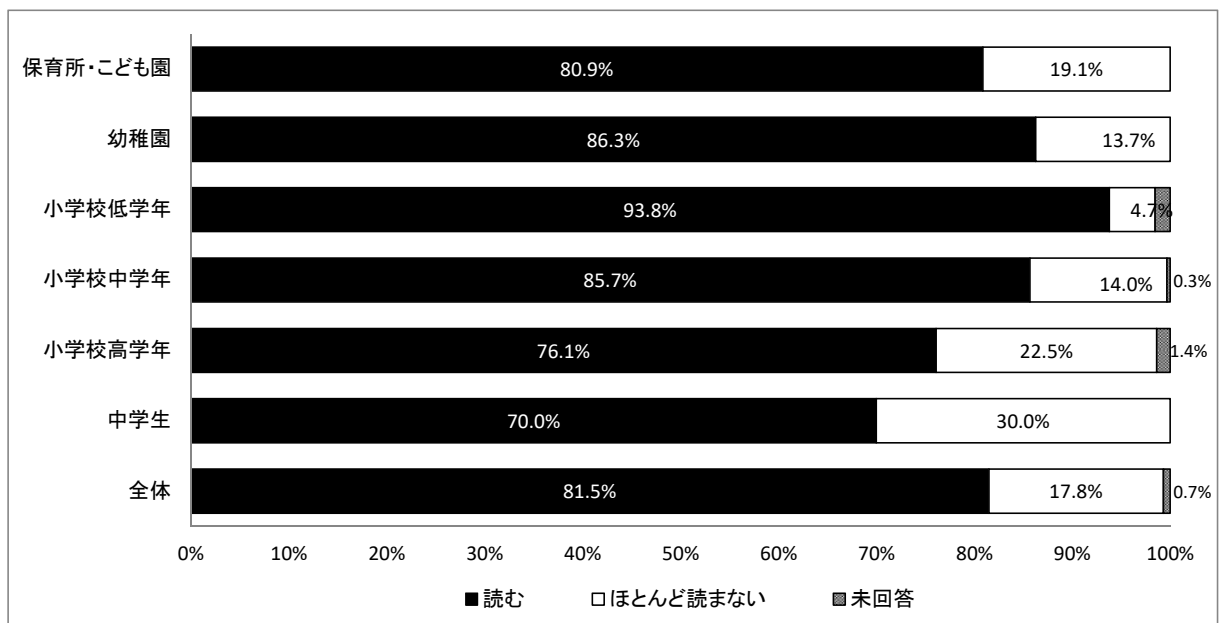
		不読率
就学前	9.7%	8.0%
	1.6%	
小学校	0.4%	3.1%
	2.2%	
	6.9%	
中学校	17.6%	8.1%



令和4年度結果

区分	1冊以上読む	ほとんど読まない	未回答	計
保育所・こども園	165	39	0	204
幼稚園	44	7	0	51
小学校低学年	181	9	3	193
小学校中学年	263	43	1	307
小学校高学年	274	81	5	360
中学生	112	48	0	160
計	1,039	227	9	1,275

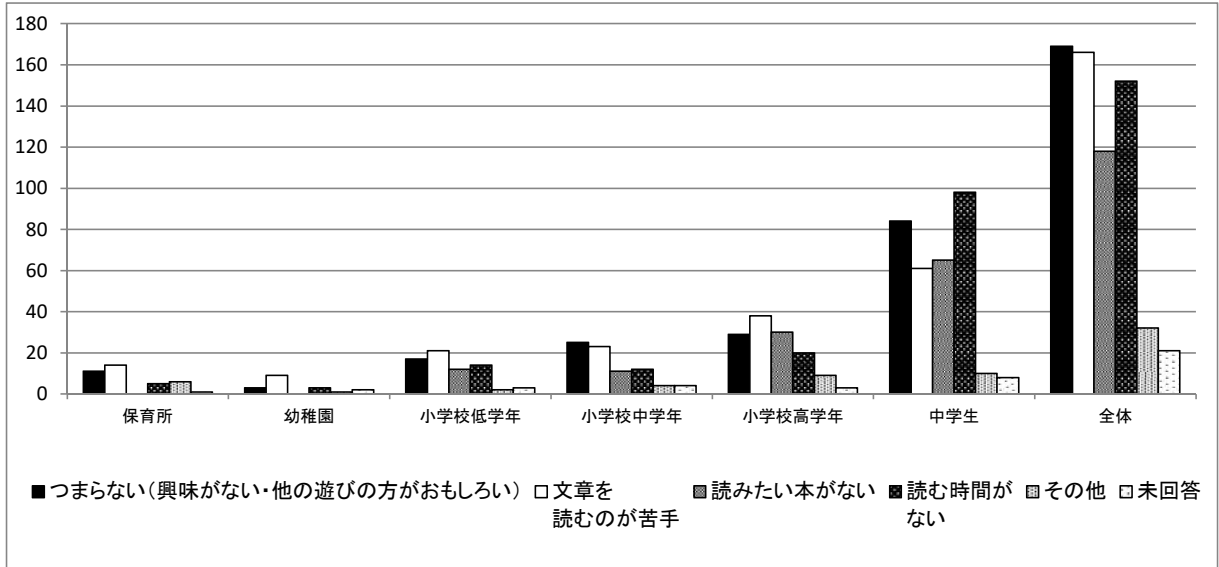
		不読率
就学前	19.1%	18.0%
	13.7%	
小学校	4.7%	15.5%
	14.0%	
	22.5%	
中学校	30.0%	17.8%



問 ほとんど読まない理由（複数回答可）

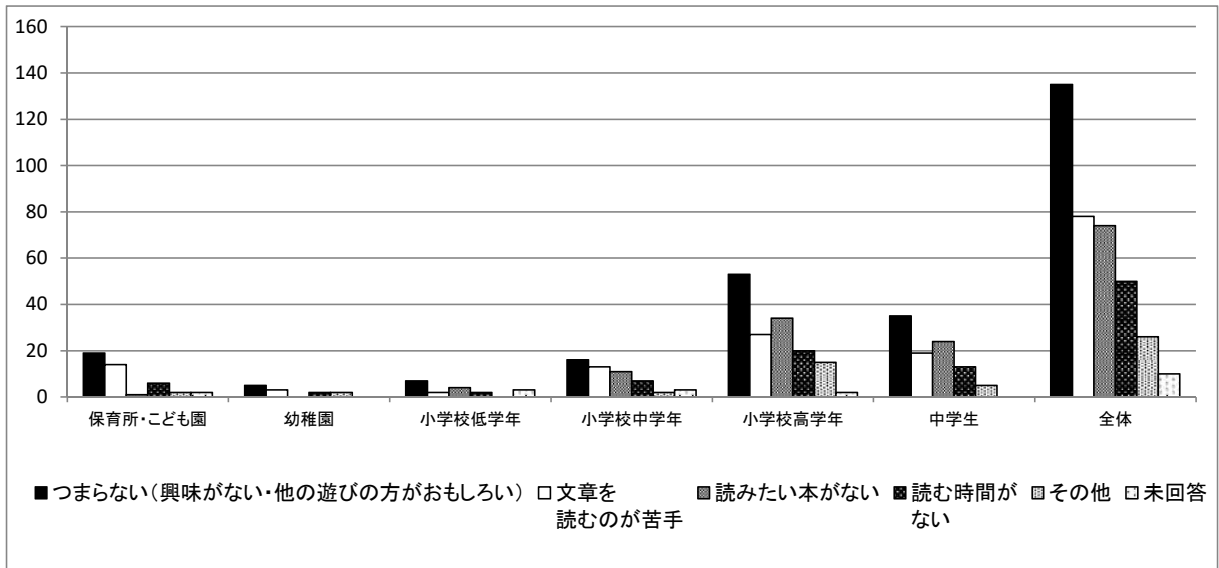
平成28年度結果

ほとんど読まない理由	つまらない（興味がない・他の遊びの方がおもしろい）	文章を読むのが苦手	読みたい本がない	読む時間がない	その他	未回答	計
保育所	11	14	0	5	6	1	37
幼稚園	3	9	0	3	1	2	18
小学校低学年	17	21	12	14	2	3	69
小学校中学年	25	23	11	12	4	4	79
小学校高学年	29	38	30	20	9	3	129
中学生	84	61	65	98	10	8	326
全体	169	166	118	152	32	21	658



令和4年度結果

ほとんど読まない理由	つまらない（興味がない・他の遊びの方がおもしろい）	文章を読むのが苦手	読みたい本がない	読む時間がない	その他	未回答	計
保育所・こども園	19	14	1	6	2	2	44
幼稚園	5	3	0	2	2	0	12
小学校低学年	7	2	4	2	0	3	18
小学校中学年	16	13	11	7	2	3	52
小学校高学年	53	27	34	20	15	2	151
中学生	35	19	24	13	5	0	96
全体	135	78	74	50	26	10	373



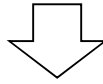
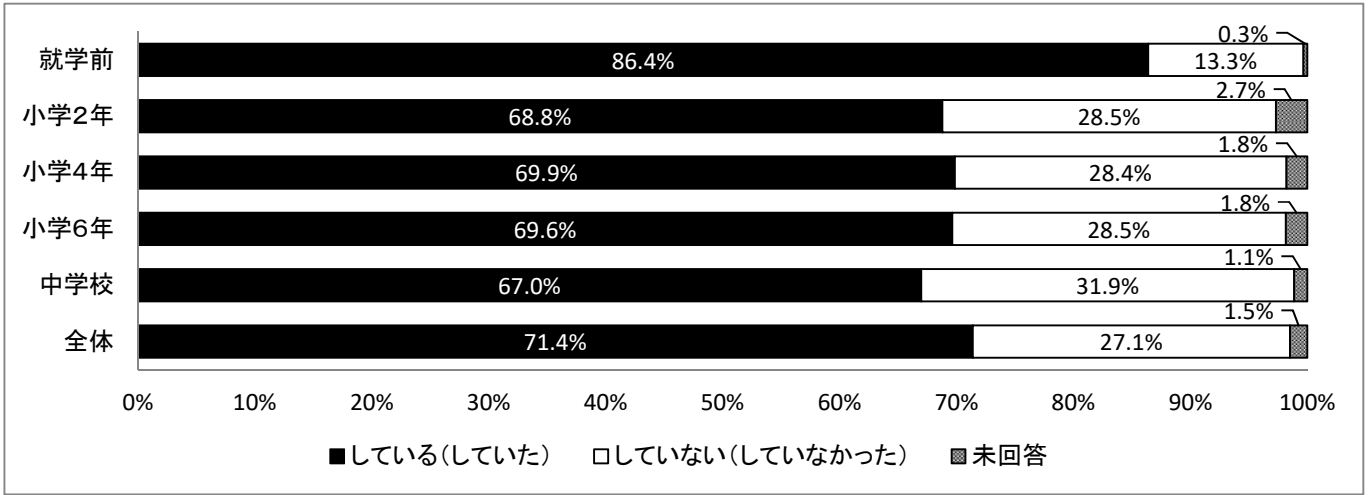
【保護者アンケート（抜粋）】

問 あなたは、お子さんに読み聞かせをしていますか。

平成28年度結果

区分	している(していた)	していない(していなかった)	未回答	計
就学前	267	41	1	309
小学2年	205	85	8	298
小学4年	234	95	6	335
小学6年	227	93	6	326
中学校	422	201	7	630
全体	1,355	515	28	1,898

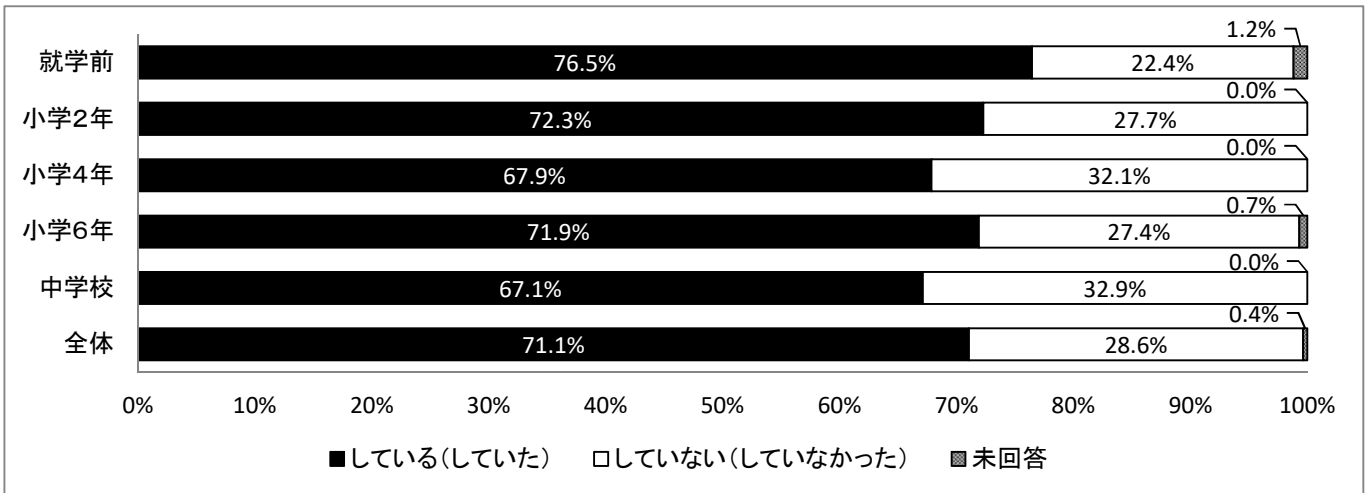
読み聞かせをしている割合	小中学校
86.4%	68.5%
68.8%	
69.9%	
69.6%	
67.0%	
71.4%	



令和4年度結果

区分	している(していた)	していない(していなかった)	未回答	計
就学前	195	57	3	255
小学2年	154	59	0	213
小学4年	133	63	0	196
小学6年	105	40	1	146
中学校	192	94	0	286
全体	779	313	4	1,096

読み聞かせをしている割合	小中学校
76.5%	69.4%
72.3%	
67.9%	
71.9%	
67.1%	
71.1%	

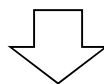
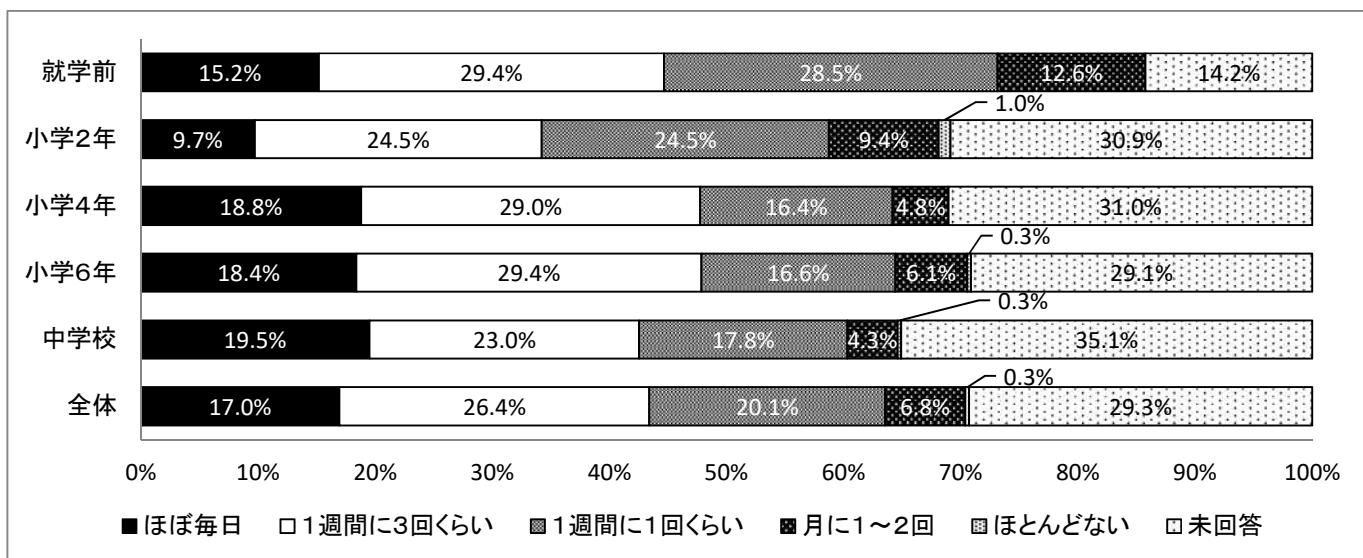


問 あなたは、お子さんにどのくらい読み聞かせをしていますか（していましたか）。

平成28年度結果

区分	ほぼ毎日	1週間に3回くらい	1週間に1回くらい	月に1~2回	ほとんどしない	未回答	計
就学前	47	91	88	39	0	44	309
小学2年	29	73	73	28	3	92	298
小学4年	63	97	55	16	0	104	335
小学6年	60	96	54	20	1	95	326
中学校	123	145	112	27	2	221	630
全体	322	502	382	130	6	556	1,898

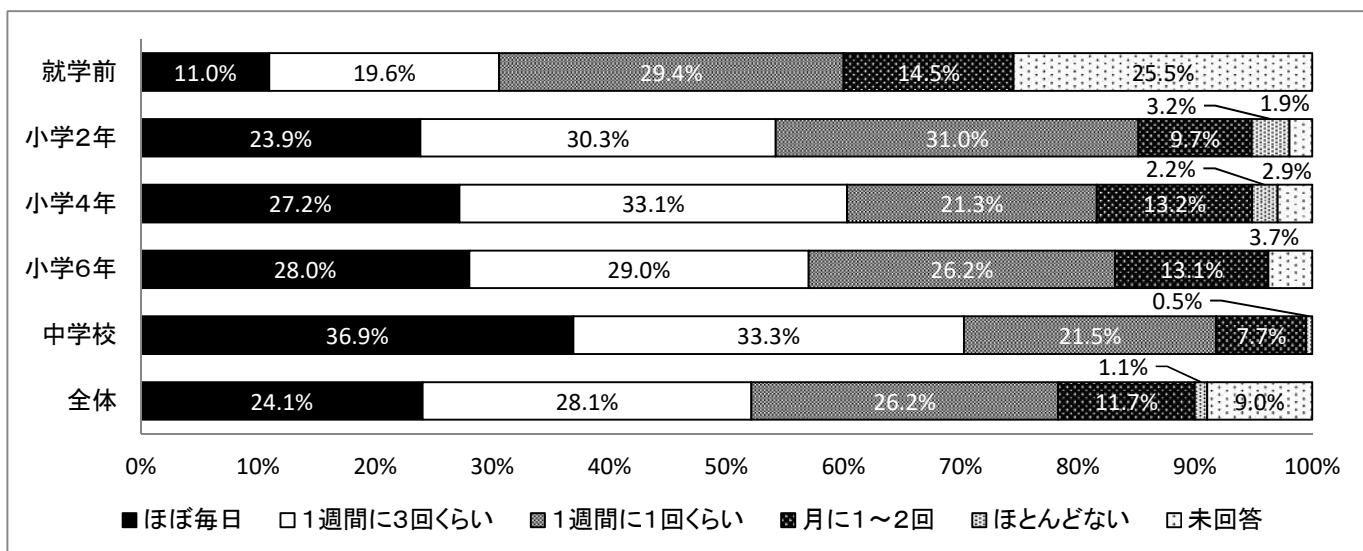
1週間に3回以上の割合
44.7%
41.4%
47.8%
47.9%
44.4%
42.5%
43.4%



令和4年度結果

区分	ほぼ毎日	1週間に3回くらい	1週間に1回くらい	月に1~2回	ほとんどしない	未回答	計
就学前	28	50	75	37	0	65	255
小学2年	37	47	48	15	5	3	155
小学4年	37	45	29	18	3	4	136
小学6年	30	31	28	14	0	4	107
中学校	72	65	42	15	1	0	195
全体	204	238	222	99	9	76	848

1週間に3回以上の割合
30.6%
57.0%
60.3%
57.0%
65.6%
70.3%
52.1%



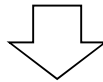
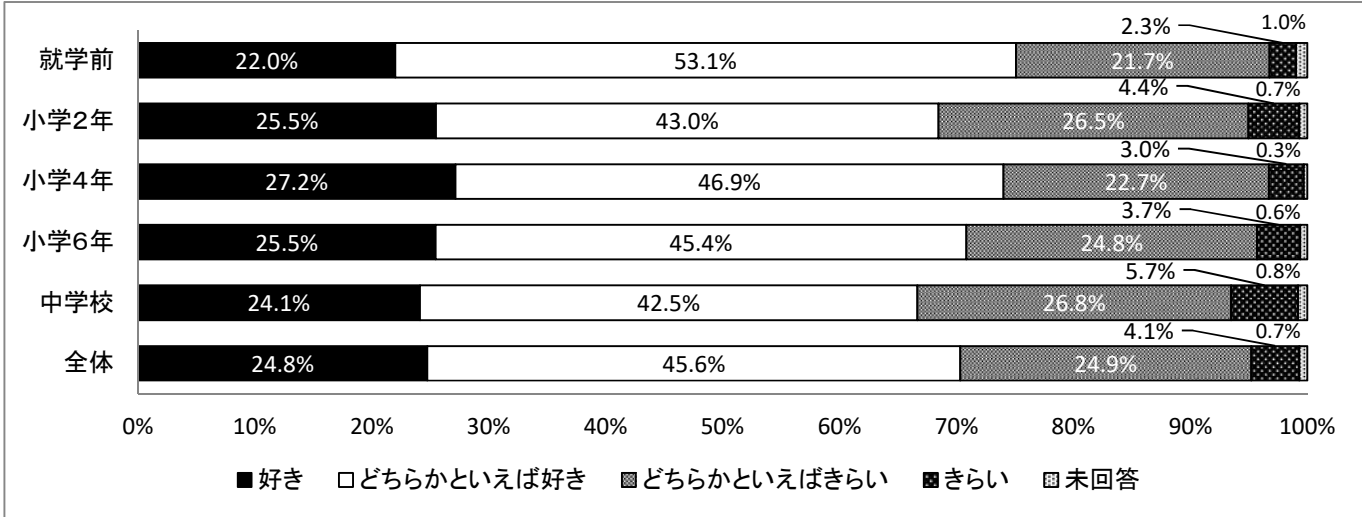
問 あなたご自身は、読書が好きですか。

平成28年度結果

区分	好き	どちらかといえば好き	どちらかといえばきらい	きらい	未回答	計
就学前	68	164	67	7	3	309
小学2年	76	128	79	13	2	298
小学4年	91	157	76	10	1	335
小学6年	83	148	81	12	2	326
中学校	152	268	169	36	5	630
全体	470	865	472	78	13	1,898

区分	きらいな割合
就学前	23.9%
小学2年	30.9%
小学4年	25.7%
小学6年	28.5%
中学校	32.5%
全体	29.0%

28.3%

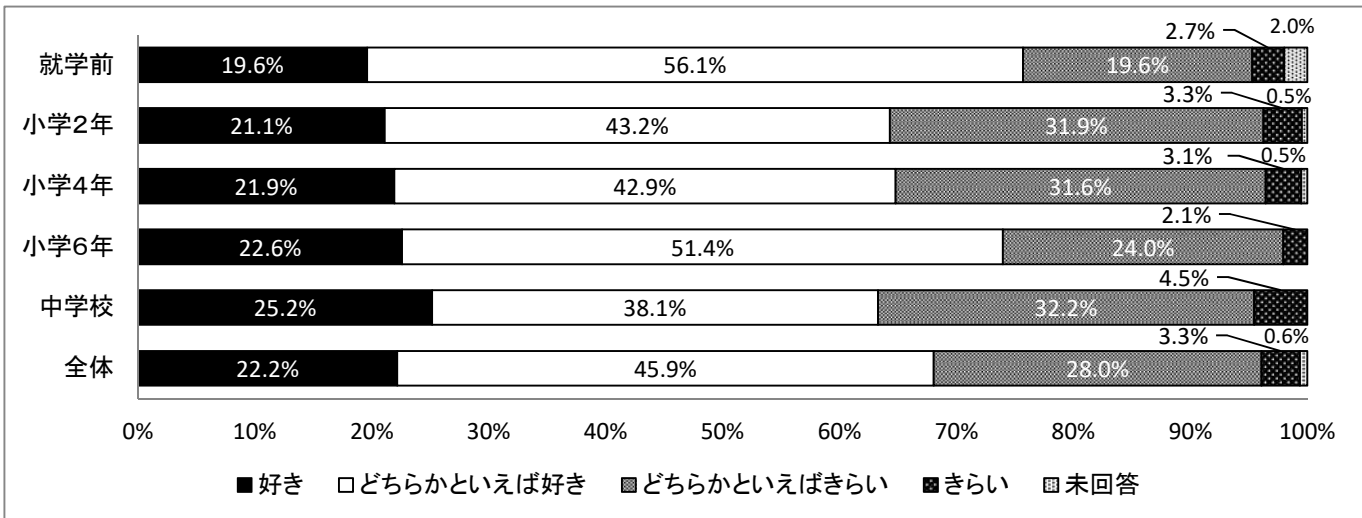


令和4年度結果

区分	好き	どちらかといえば好き	どちらかといえばきらい	きらい	未回答	計
就学前	50	143	50	7	5	255
小学2年	45	92	68	7	1	213
小学4年	43	84	62	6	1	196
小学6年	33	75	35	3	0	146
中学校	72	109	92	13	0	286
全体	243	503	307	36	7	1,096

区分	きらいな割合
就学前	22.4%
小学2年	35.2%
小学4年	34.7%
小学6年	26.0%
中学校	36.7%
全体	31.3%

32.6%



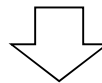
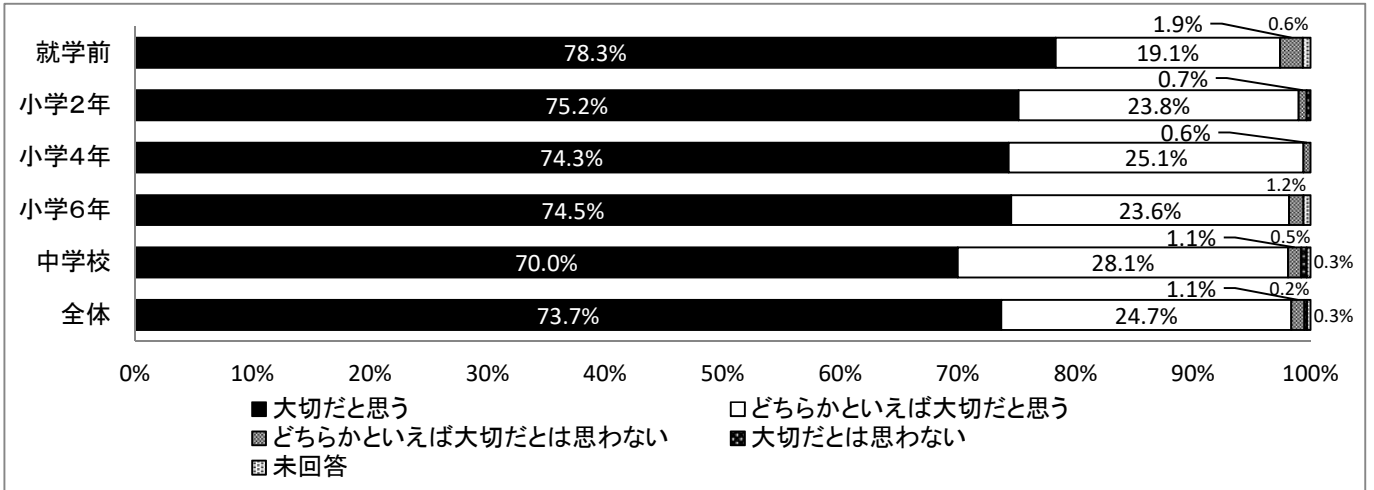
問 あなたは、本を読むことが大切だと思いますか。

平成28年度結果

区分	大切だと思う	どちらかといえば大切だと思う	どちらかといえば大切だとは思わない	大切だとは思わない	未回答	計
就学前	242	59	6	0	2	309
小学2年	224	71	2	1	0	298
小学4年	249	84	2	0	0	335
小学6年	243	77	4	0	2	326
中学校	441	177	7	3	2	630
全体	1,399	468	21	4	6	1,898

大切だと思う割合
97.4%
99.0%
99.4%
98.2%
98.1%
98.4%

98.9%

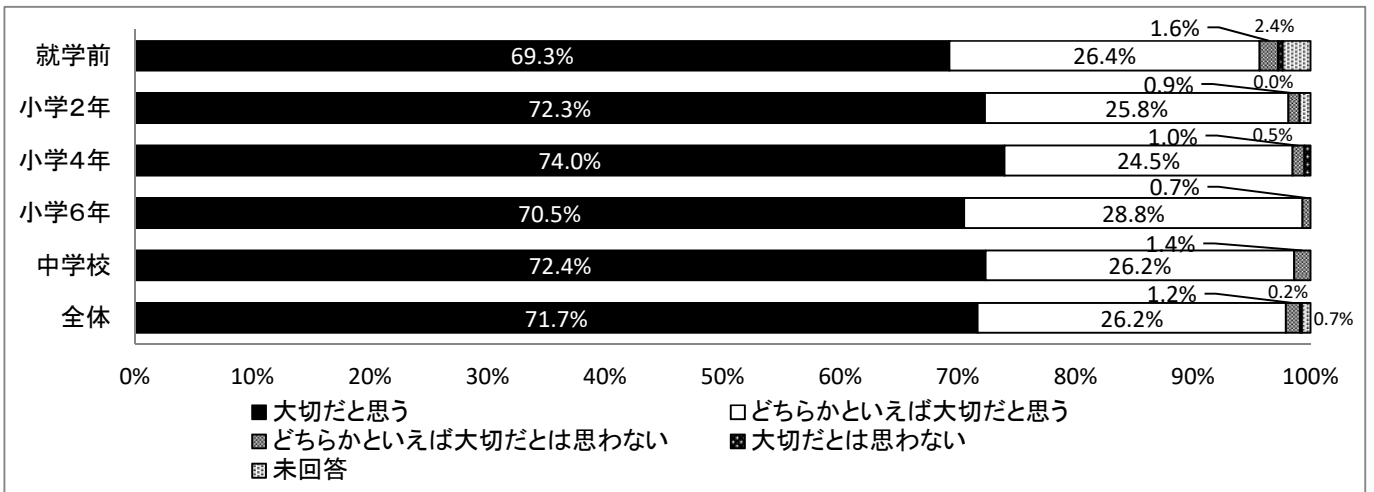


令和4年度結果

区分	大切だと思う	どちらかといえば大切だと思う	どちらかといえば大切だとは思わない	大切だとは思わない	未回答	計
就学前	176	67	4	1	6	254
小学2年	154	55	2	0	2	213
小学4年	145	48	2	1	0	196
小学6年	103	42	1	0	0	146
中学校	207	75	4	0	0	286
全体	785	287	13	2	8	1,095

大切だと思う割合
95.7%
98.1%
98.5%
99.3%
98.6%
97.9%

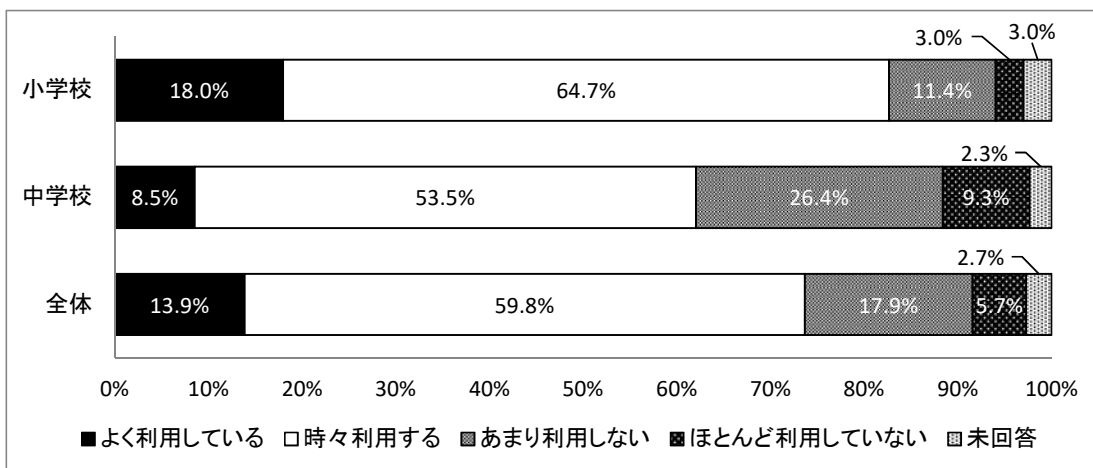
98.6%



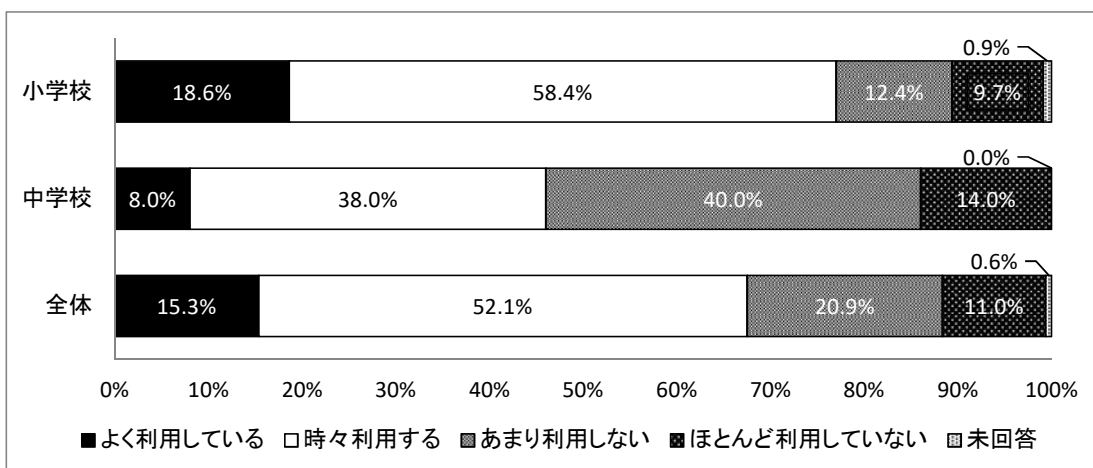
【教職員アンケート（抜粋）】

問 学習指導において、ご自身が図書を利用していますか。（例 児童・生徒への内容提示・紹介、教材研究など）

平成28年度結果							
区分	よく利用している	時々利用する	あまり利用しない	ほとんど利用していない	未回答	計	よく利用している割合
小学校	30	108	19	5	5	167	18.0%
中学校	11	69	34	12	3	129	8.5%
全体	41	177	53	17	8	296	13.9%

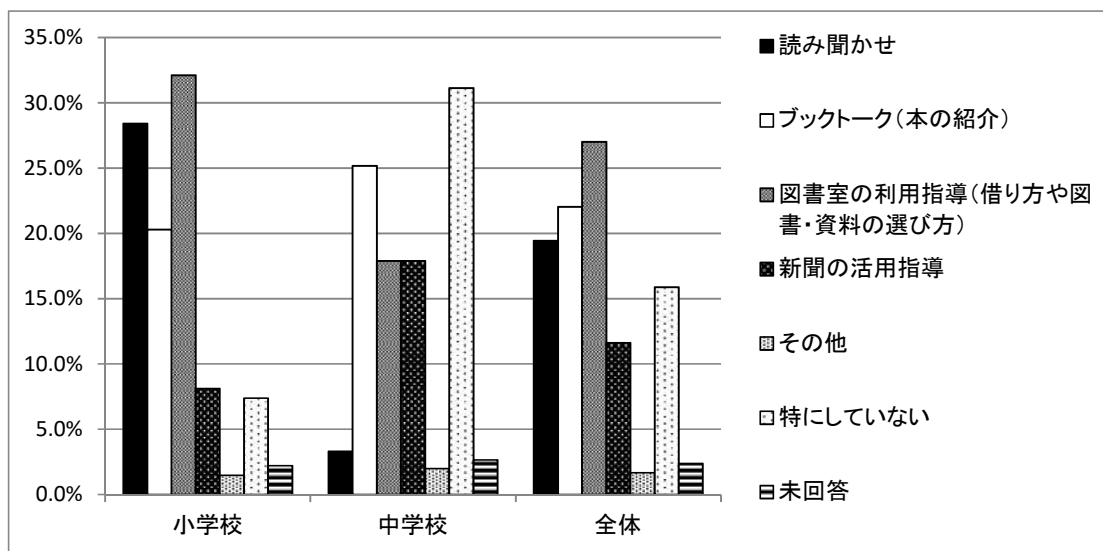


令和4年度結果							
区分	よく利用している	時々利用する	あまり利用しない	ほとんど利用していない	未回答	計	よく利用している割合
小学校	21	66	14	11	1	113	18.6%
中学校	4	19	20	7	0	50	8.0%
全体	25	85	34	18	1	163	15.3%

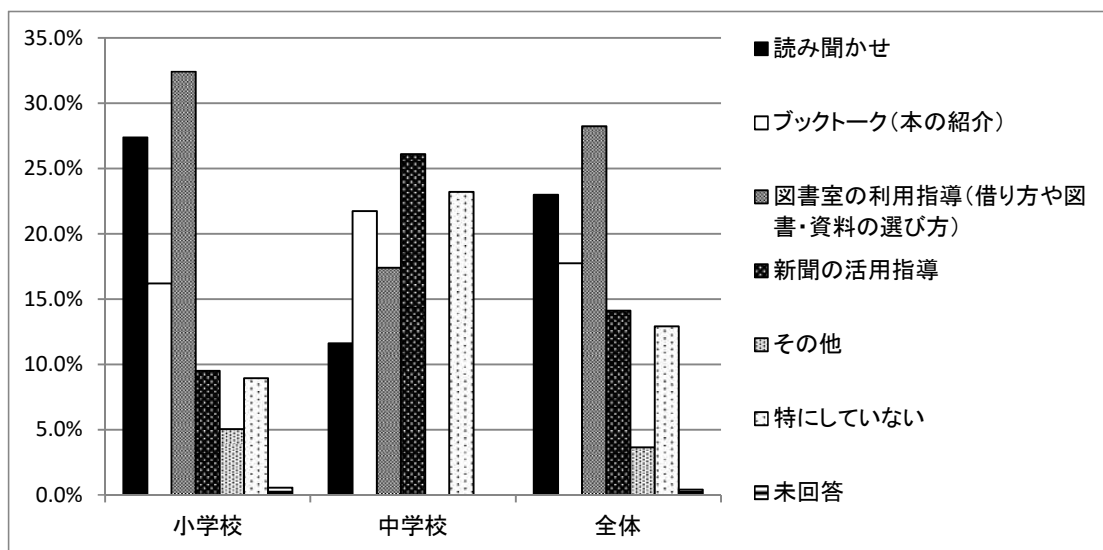


問 あなたは、児童・生徒の読書意欲を高めるために、どのような指導をしていますか。
(複数回答可)

平成28年度結果								
区分	読み聞かせ	ブックトーク (本の紹介)	図書室の利用 指導 (借り方 や図書・資料 の選び方)	新聞の活 用指導	その他	特にして いない	未回答	計
小学校	77	55	87	22	4	20	6	271
中学校	5	38	27	27	3	47	4	151
全体	82	93	114	49	7	67	10	422



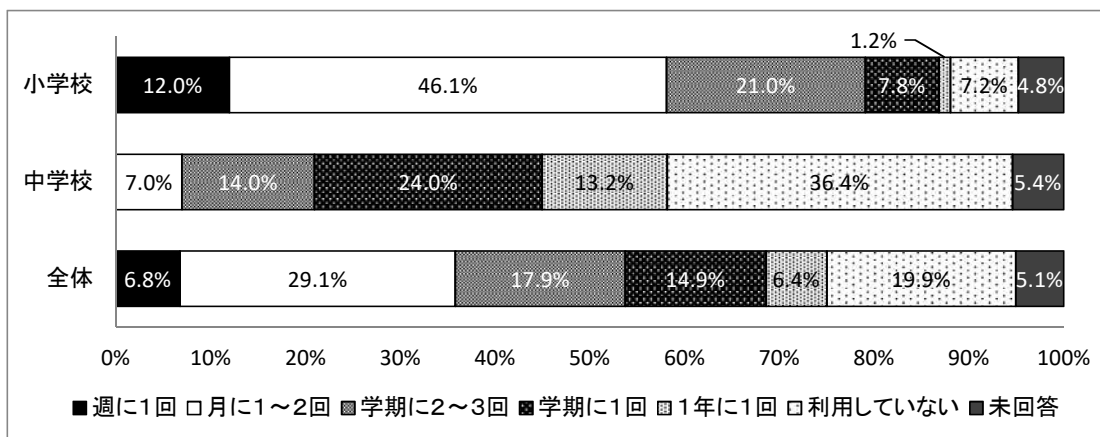
令和4年度結果								
区分	読み聞かせ	ブックトーク (本の紹介)	図書室の利用 指導 (借り方 や図書・資料 の選び方)	新聞の活 用指導	その他	特にして いない	未回答	計
小学校	49	29	58	17	9	16	1	179
中学校	8	15	12	18	0	16	0	69
全体	57	44	70	35	9	32	1	248



問 教科の授業や学習の中で、図書室をどのくらい利用していますか。

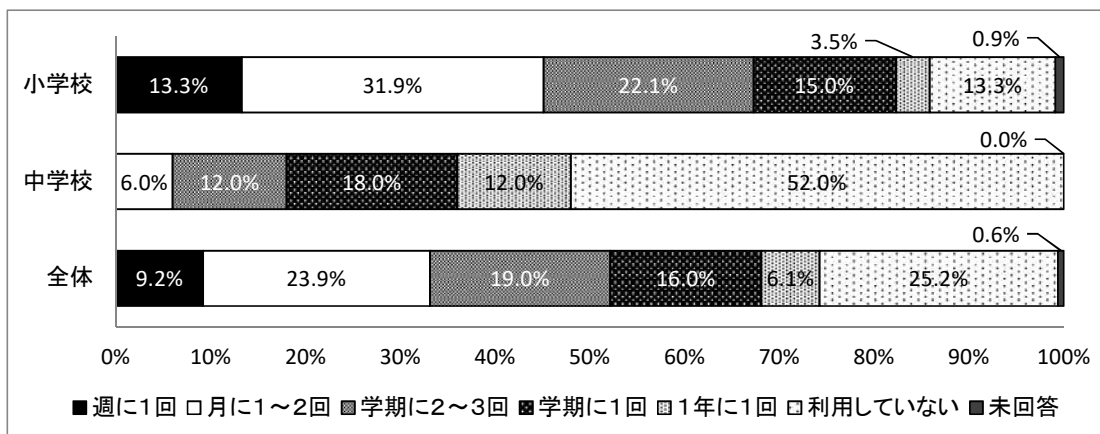
平成28年度結果								
区分	週に1回	月に1～2回	学期に2～3回	学期に1回	1年に1回	利用していない	未回答	計
小学校	20	77	35	13	2	12	8	167
中学校	0	9	18	31	17	47	7	129
全体	20	86	53	44	19	59	15	296

区分	利用していない割合
小学校	7.2%
中学校	36.4%
全体	19.9%



令和4年度結果								
区分	週に1回	月に1～2回	学期に2～3回	学期に1回	1年に1回	利用していない	未回答	計
小学校	15	36	25	17	4	15	1	113
中学校	0	3	6	9	6	26	0	50
全体	15	39	31	26	10	41	1	163

区分	利用していない割合
小学校	13.3%
中学校	52.0%
全体	25.2%



(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

(目的)

第一条 この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの（以下この条において「文章」という。）を読み、及び書くことを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

(基本理念)

第三条 文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。

2 文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。

3 学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようにするため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力（以下「言語力」という。）の涵養に十分配慮されなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係機関等との連携強化)

第六条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(地域における文字・活字文化の振興)

第七条 市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供すること

ができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。

3 国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

4 前三項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における言語力の涵養)

第八条 国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵養が十分に図られるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の国際交流)

第九条 国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国の文字・活字文化の海外への発信を促進するため、我が国においてその文化が広く知られていない外国の出版物の日本語への翻訳の支援、日本語の出版物の外国語への翻訳の支援その他の文字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(学術的出版物の普及)

第十条 国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究の成果についての出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の日)

第十一条 国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、文字・活字文化の日を設ける。

2 文字・活字文化の日は、十月二十七日とする。

3 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第十二条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

○図書館法

昭和25年4月30日法律第118号
改正 平成29年5月31日法律第41号

第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の精神に基き、図書館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人が設置するもの（学校に附属する図書館又は図書室を除く。）をいう。

2 前項の図書館のうち、地方公共団体の設置する図書館を公立図書館といい、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人の設置する図書館を私立図書館という。

(昭二七法三〇五・平一八法五〇・一部改正)

(図書館奉仕)

第三条 図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、更に学校教育を援助し、及び家庭教育の向上に資することとなるように留意し、おおむね次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

- 一 郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード及びフィルムの収集にも十分留意して、図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。以下「図書館資料」という。）を収集し、一般公衆の利用に供すること。
- 二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。
- 三 図書館の職員が図書館資料について十分な知識を持ち、その利用のための相談に応ずるようにすること。
- 四 他の図書館、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室及び学校に附属する図書館又は図書室と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借を行うこと。
- 五 分館、閲覧所、配本所等を設置し、及び自動車文庫、貸出文庫の巡回を行うこと。
- 六 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、及びこれらの開催を奨励すること。
- 七 時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること。
- 八 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。
- 九 学校、博物館、公民館、研究所等と緊密に連絡し、協力すること。

(平二〇法五九・一部改正)

(司書及び司書補)

第四条 図書館に置かれる専門的職員を司書及び司書補と称する。

2 司書は、図書館の専門的事務に従事する。

3 司書補は、司書の職務を助ける。

(司書及び司書補の資格)

第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、司書となる資格を有する。

一 大学を卒業した者で大学において文部科学省令で定める図書館に関する科目を履修したもの

二 大学又は高等専門学校を卒業した者で次条の規定による司書の講習を修了したもの

三 次に掲げる職にあつた期間が通算して三年以上になる者で次条の規定による司書の講習を修了したもの

イ 司書補の職

ロ 国立国会図書館又は大学若しくは高等専門学校の附属図書館における職で司書補の職に相当するもの

ハ ロに掲げるもののほか、官公署、学校又は社会教育施設における職で社会教育主事、学芸員その他の司書補の職と同等以上の職として文部科学大臣が指定するもの

2 次の各号のいずれかに該当する者は、司書補となる資格を有する。

一 司書の資格を有する者

二 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十条第一項の規定により大学に入学することのできる者で次条の規定による司書補の講習を修了したもの

(昭三六法一四五・平一〇法一〇一・平二〇法五九・一部改正)

(司書及び司書補の講習)

第六条 司書及び司書補の講習は、大学が、文部科学大臣の委嘱を受けて行う。

2 司書及び司書補の講習に関し、履修すべき科目、単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。ただし、その履修すべき単位数は、十五単位を下ることができない。

(昭二七法一八五・平一一法一六〇・一部改正)

(司書及び司書補の研修)

第七条 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、司書及び司書補に対し、その資質の向上のために必要な研修を行うよう努めるものとする。

(平二〇法五九・全改)

(設置及び運営上望ましい基準)

第七条の二 文部科学大臣は、図書館の健全な発達を図るために、図書館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを公表するものとする。

(平二〇法五九・追加)

(運営の状況に関する評価等)

第七条の三 図書館は、当該図書館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(平二〇法五九・追加)

(運営の状況に関する情報の提供)

第七条の四 図書館は、当該図書館の図書館奉仕に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該図書館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(平二〇法五九・追加)

(協力の依頼)

第八条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の図書館奉仕を促進するために、市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会に対し、総合目録の作製、貸出文庫の巡回、図書館資料の相互貸借等に関して協力を求めることができる。

(昭三一法一六三・一部改正)

(公の出版物の収集)

第九条 政府は、都道府県の設置する図書館に対し、官報その他一般公衆に対する広報の用に供せられる独立行政法人国立印刷局の刊行物を二部提供するものとする。

2 国及び地方公共団体の機関は、公立図書館の求めに応じ、これに対して、それぞれの発行する刊行物その他の資料を無償で提供することができる。

(昭二七法二七〇・平一四法四一・一部改正)

第二章 公立図書館

(設置)

第十条 公立図書館の設置に関する事項は、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

(昭三一法一六三・一部改正)

第十一条及び第十二条 削除

(昭六〇法九〇)

(職員)

第十三条 公立図書館に館長並びに当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が必要と認める専門的職員、事務職員及び技術職員を置く。

2 館長は、館務を掌理し、所属職員を監督して、図書館奉仕の機能の達成に努めなければならない。

(昭三一法一四八・昭三六法一四五・昭三七法一三三・平一一法八七・一部改正)

(図書館協議会)

第十四条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第十五条 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。

(平一一法八七・平二〇法五九・平二三法一〇五・一部改正)

第十六条 図書館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他図書館協議会に関し必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

(昭三一法一六三・昭三四法一五八・平一一法八七・平二三法一〇五・一部改正)

(入館料等)

第十七条 公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない。

第十八条及び第十九条 削除

(平二〇法五九)

(図書館の補助)

第二十条 国は、図書館を設置する地方公共団体に対し、予算の範囲内において、図書館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。

2 前項の補助金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

(昭三四法一五八・全改)

第二十一条及び第二十二条 削除

(平一一法八七)

第二十三条 国は、第二十条の規定による補助金の交付をした場合において、左の各号の一に該当するときは、当該年度におけるその後の補助金の交付をやめるとともに、既に交付した当該年度の補助金を返還させなければならない。

- 一 図書館がこの法律の規定に違反したとき。
- 二 地方公共団体が補助金の交付の条件に違反したとき。
- 三 地方公共団体が虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき。

第三章 私立図書館

第二十四条 削除

(昭四二法一二〇)

(都道府県の教育委員会との関係)

第二十五条 都道府県の教育委員会は、私立図書館に対し、指導資料の作製及び調査研究のために必要な報告を求めることができる。

2 都道府県の教育委員会は、私立図書館に対し、その求めに応じて、私立図書館の設置及び運営に関して、専門的、技術的の指導又は助言を与えることができる。

(昭三一法一六三・一部改正)

(国及び地方公共団体との関係)

第二十六条 国及び地方公共団体は、私立図書館の事業に干渉を加え、又は図書館を設置する法人に対し、補助金を交付してはならない。

第二十七条 国及び地方公共団体は、私立図書館に対し、その求めに応じて、必要な物資の確保につき、援助を与えることができる。

(入館料等)

第二十八条 私立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対する対価を徴収することができる。

(図書館同種施設)

第二十九条 図書館と同種の施設は、何人もこれを設置することができる。

2 第二十五条第二項の規定は、前項の施設について準用する。

(昭三一法一六三・一部改正)

附 則 抄

1 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。但し、第十七条の規定は、昭和二十六年四月一日から施行する。

○学校図書館法（抄）

昭和28年8月8日法律第185号

（この法律の目的）

第一条 この法律は、学校図書館が、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であることにかんがみ、その健全な発達を図り、もつて学校教育を充実することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「学校図書館」とは、小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）、中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）及び高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）（以下「学校」という。）において、図書、視覚聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料（以下「図書館資料」という。）を収集し、整理し、及び保存し、これを児童又は生徒及び教員の利用に供することによつて、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成することを目的として設けられる学校の設備をいう。

（昭三三法一三六・平一〇法一〇一・平一八法八〇・平二七法四六・一部改正）

（設置義務）

第三条 学校には、学校図書館を設けなければならない。

（学校図書館の運営）

第四条 学校は、おおむね左の各号に掲げるような方法によつて、学校図書館を児童又は生徒及び教員の利用に供するものとする。

- 一 図書館資料を収集し、児童又は生徒及び教員の利用に供すること。
 - 二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。
 - 三 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を行うこと。
 - 四 図書館資料の利用その他学校図書館の利用に関し、児童又は生徒に対し指導を行うこと。
 - 五 他の学校の学校図書館、図書館、博物館、公民館等と緊密に連絡し、及び協力すること。
- 2 学校図書館は、その目的を達成するのに支障のない限度において、一般公衆に利用させることができる。

（司書教諭）

第五条 学校には、学校図書館の専門的職務を掌らせるため、司書教諭を置かなければならない。

- 2 前項の司書教諭は、主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭又は教諭（以下この項において「主幹教諭等」という。）をもつて充てる。この場合において、当該主幹教諭等は、司書教諭の講習を修了した者でなければならない。
- 3 前項に規定する司書教諭の講習は、大学その他の教育機関が文部科学大臣の委嘱を受けて行う。
- 4 前項に規定するものを除くほか、司書教諭の講習に関し、履修すべき科目及び単位そ

の他必要な事項は、文部科学省令で定める。

(平九法七六・平一一法一六〇・平一九法九六・一部改正)

(学校司書)

第六条 学校には、前条第一項の司書教諭のほか、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員（次項において「学校司書」という。）を置くよう努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、学校司書の資質の向上を図るため、研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(平二六法九三・追加)

(設置者の任務)

第七条 学校の設置者は、この法律の目的が十分に達成されるようその設置する学校の学校図書館を整備し、及び充実を図ることに努めなければならない。

(平二六法九三・旧第六条繰下)

(国の任務)

第八条 国は、第六条第二項に規定するもののほか、学校図書館を整備し、及びその充実を図るため、次の各号に掲げる事項の実施に努めなければならない。

- 一 学校図書館の整備及び充実並びに司書教諭の養成に関する総合的計画を樹立すること。
- 二 学校図書館の設置及び運営に関し、専門的、技術的な指導及び勧告を与えること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、学校図書館の整備及び充実のため必要と認められる措置を講ずること。

附 則 抄

(施行期日)

1 この法律は、昭和29年4月1日から施行する。

(司書教諭の設置の特例)

2 学校には、平成15年3月31日までの間（政令で定める規模以下の学校にあつては、当分の間）、第五条第一項の規定にかかわらず、司書教諭を置かないことができる。

○学校図書館法附則第二項の学校の規模を定める政令

平成9年6月11日政令第189号

学校図書館法附則第二項の政令で定める規模以下の学校は、学級の数（通信制の課程を置く高等学校にあつては、学級の数と通信制の課程の生徒の数を三百で除して得た数（一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。）とを合計した数）が十一以下の学校とする。

附 則

この政令は、公布の日（平成9年6月11日）から施行する。

（略）

第二十一条 義務教育として行われる普通教育は、教育基本法（平成十八年法律第百二十号）第五条第二項に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 学校内外における社会的活動を促進し、自主、自律及び協同の精神、規範意識、公正な判断力並びに公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 二 学校内外における自然体験活動を促進し、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 三 我が国と郷土の現状と歴史について、正しい理解に導き、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度を養うとともに、進んで外国の文化の理解を通じて、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。
- 四 家族と家庭の役割、生活に必要な衣、食、住、情報、産業その他の事項について基礎的な理解と技能を養うこと。
- 五 読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと。
- 六 生活に必要な数量的な関係を正しく理解し、処理する基礎的な能力を養うこと。
- 七 生活にかかわる自然現象について、観察及び実験を通じて、科学的に理解し、処理する基礎的な能力を養うこと。
- 八 健康、安全で幸福な生活のために必要な習慣を養うとともに、運動を通じて体力を養い、心身の調和的発達を図ること。
- 九 生活を明るく豊かにする音楽、美術、文芸その他の芸術について基礎的な理解と技能を養うこと。
- 十 職業についての基礎的な知識と技能、勤労を重んずる態度及び個性に応じて将来の進路を選択する能力を養うこと。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。

ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

○大洲市子ども読書活動推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 子ども読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）第9条第2項の規定に基づく大洲市子ども読書活動推進計画（以下「推進計画」という。）の策定並びにその推進に資するため、大洲市子ども読書活動推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進委員会は、次に掲げる事項について審議し、その結果を大洲市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に報告する。

- (1) 家庭・地域・学校等における読書活動の推進に関する施策
- (2) 子どもの読書活動を推進するための施設、設備その他の諸条件の整備・充実に関する施策
- (3) 図書館間協力等の推進に関する施策
- (4) 啓発広報等に関する施策
- (5) その他推進計画の策定並びにその推進に必要な事項に関すること

(組織)

第3条 推進委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、第1号から第7号までに掲げる職員及び教育長が委嘱する第8号から第12号までに掲げる者をもって充てる。

- (1) 市民福祉部長
- (2) 市民福祉部子育て支援課長
- (3) 教育委員会事務局教育部長
- (4) 教育委員会事務局教育総務課長
- (5) 教育委員会事務局教育総務課学校教育指導監
- (6) 教育委員会事務局生涯学習課長
- (7) 大洲市立図書館長
- (8) 市内小中学校の代表
- (9) 市内保育所及び幼稚園の代表
- (10) 市内公民館の代表
- (11) 子どもの読書活動に関心のある市民
- (12) 学識経験者

3 委員の任期は、5年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 推進委員会に委員長1人を置き、教育部長をもって充てる。

2 委員長は、推進委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、図書館長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 推進委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 推進委員会は、委員の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 会議の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第6条 推進委員会の庶務は、教育委員会事務局生涯学習課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が推進委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

第3次大洲市子供読書活動推進計画【2023～2027】

【発行者】大洲市

〒795-8601 愛媛県大洲市大洲690番地の1

電話：0893-24-2111

FAX：0893-24-2228

URL：<http://www.city.ozu.ehime.jp>

【発行年月】令和5年5月

【編集】大洲市教育委員会事務局 生涯学習課

〒795-8601 愛媛県大洲市大洲690番地の1

電話：0893-24-1735

FAX：0893-23-5760

E-mail：shogaigakushuka@city.ozu.ehime.jp